

平成31年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成31年3月4日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成31年3月4日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第10号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 尾鷲市斎場条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第15 議案第16号 平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 日程第16 議案第17号 平成31年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について

- 日程第 17 議案第 18 号 平成 31 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 31 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 31 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の
議決について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4
号）の議決について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 25 議案第 26 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 26 議案第 27 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 27 議案第 28 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指
定について
(質疑、委員会付託)
- 日程第 28 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員 | 2 番 内 山 將 文 議員 |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員 | 4 番 楠 裕 次 議員 |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員 | 6 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員 | 8 番 仲 明 議員 |

9 番 小 川 公 明 議 員
1 1 番 高 村 泰 徳 議 員
1 3 番 濱 中 佳 芳 子 議 員

1 0 番 南 靖 久 議 員
1 2 番 野 田 拓 雄 議 員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 野 憲 司 君
政 策 調 整 課 長	大 和 勝 浩 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	宇 利 崇 君
防 災 危 機 管 理 課 長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	内 山 雅 善 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	竹 平 専 作 君
商 工 観 光 課 長	北 村 琢 磨 君
商 工 観 光 課 参 事	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	平 山 始 君
教 育 課 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	内 山 洋 輔 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 本 功
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

[開議 午前10時00分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、3月1日より監査委員に御就任されました福本和行氏により御挨拶をいただきます。御登壇をお願いいたします。

福本監査委員。

[監査委員（福本和行君）登壇]

監査委員（福本和行君） 今回監査委員に選任していただきました福本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私といたしましては、重責で身の引き締まる思いでございますが、監査委員としての職務を自覚し、その職責を果たすべく研さんに励み、コンプライアンスの徹底と監査業務の公平性を堅持し、その向上を目指したいと存じております。

微力ではございますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただき、その実を上げられるよう一生懸命努力いたす所存でございますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） ありがとうございました。今後4年間、よろしく申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番、濱中佳芳子議員、2番、内山將文議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から日程第27、議案第28号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」までの計26議案を一括議題といたします。

ただいまの議題の26議案につきましては、既に提案理由の説明を終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） それでは、通告に従いまして質疑を行います。

最初に、議案第13号「尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について」ですが、今回の改正における対象事業の建設汚泥の掘削物及び建設汚泥由来のものを使用した事業となっており、注釈として、建設工事に係る掘削工事から出る泥状の掘削物及び泥水のうち、産業廃棄物として取り扱われるものとなっておりますが、加えられるわけですが、この建設汚泥とは、通称再生土と表記されている改正土も対象になるのかどうか、まず、その点について御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 議員の御質問にお答えします。

今回の条例改正案別表（第2条関係）の対象事業、3建設汚泥由来のものを使用した事業の表記には、先ほど議員がおっしゃいました再生土や改良土は含まれております。

再生土の呼び方が国土交通省や環境省などでも多少異なることから、抜けがないよう全てを網羅できる呼び方として弁護士に助言をいただき、このような表記といたしました。

今回の改正で個別に項目を持たせたことにより、再生土を使用した事業進出への抑止効果が期待できるものと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） それでは、特に今回一部改正を提案した特徴として条例への具体的な表記や時系列の表記と改めていることや調査審議のための必要な資料の提出を求めること、あるいは会議の位置づけが加えられている等、審議を行うに当たり、その対応にかなり前進した改正と受け取れますが、この改正されようとしている条文を法的な観点から関係機関等の御指導を仰いでいるのかということも踏まえて御説明願います。

議長（三鬼孝之議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 今回の改正の主な内容といたしましては、第14条承継について、事業者変更時の対象事業に対する責任所在の明文化のため加条したもののほか、第9条事前の協議に係る60日間の考え方や、第22条の会議等における事業者への追加資料の請求権など、審議会の運営に関する記述を整理したもの

でございます。

なお、改正案の条文につきましては、先ほども申し上げたとおり、弁護士の助言をいただいております。

また、本条例は罰則規定を設けていることから、検察庁との事前協議も行い、確認をしていただいております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） よくわかりました。

特に資料を求めることなど、前回の水道審議会のあれも議会から代表した委員からは詳しい資料の請求ということがあって、それがかなり効果があったのではないかということで、こういったように条文にうたうことで、よりもっと見やすくなったということで、理解できました。

それでは、次に、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」ですが、予算書及び予算に関する説明書164ページの歳出の4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥収集費のうち、資源ごみ収集費8,937万2,000円の中の資源ごみ収集運搬業務委託料7,563万8,000円と備品購入費1,221万円についてお伺いします。

本年度は契約更改期ということで資源ごみ収集運搬業務委託料7,563万8,000円が計上されていますが、前年度予算6,382万8,000円に比べ1,181万円増加していることや、備品購入についても、前年度予算578万1,000円に対して642万9,000円の増加となっています。これらの要因について御説明を求めます。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） それでは、御質疑に対して御説明させていただきます。

まず、可燃ごみの資源化物の収集業務委託料といたしましては、平成31年度より3億4,764万7,000円で、3年間の債務負担行為として業務委託を行うもので、入札結果によるものでございます。

そのうち、本年度の資源ごみ収集運搬業務委託料7,563万8,000円につきましては、昨年度の予算額と比較して1,181万円増額となっております。

この入札結果の主な要因といたしましては、三重県の公共工事設計労務単価が3年前に行った入札と比較して増額していることであるものと考えております。

また、前回の落札率につきましては、68.6%に対し、今回の落札率は84.

4%でございました。

次に、資源ごみ収集費における備品購入費について御説明させていただきます。

この備品購入費につきましては、平成12年と平成15年に購入した資源ごみ収集車両2台を更新予定としているもので、昨年度に比べ1台の増となっております。

財源につきましては、電源立地地域対策交付金566万7,000円とごみ収集車両整備事業債650万円を充当する予定でございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 資源ごみへの運搬業務委託の7,563万8,000円について、もう少し詳しくというか、これについては消費税見積もりというんか、概算したときに消費税の分も幾らか上がっておるという結果になるのでしょうか、その辺、御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 確かに消費税については、本年度においては10%ということ計上をさせていただいております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） わかりました。

続きまして、同じく衛生費の中の清掃費、3目塵芥処理施設費のごみ処理費のうち、清掃工場施設点検業務委託料2,962万1,000円及び一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工監理業務委託料242万と工事請負費1億3,200万円についてお伺いします。

まず、清掃工場施設点検業務委託料2,962万1,000円は、前年度予算3,225万3,000円に対し263万2,000円の減額となっており、また、一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工監理業務委託料242万円も前年度予算の517万4,000円に比べ275万4,000円の減額ですが、算出根拠とともに要因について御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） まず、清掃工場の施設点検業務委託につきましては、本市の清掃工場の設備について清掃や部品の交換を含む点検整備を行い、現状設備の状況把握と性能回復を図り、一般廃棄物を適正に処理する施設の維持を目的として毎年実施しているものでございます。

本年度におきましては、2,962万1,000円の予算を計上しており、昨年

度と比較して263万2,000円の減額となっております。

この減額の主な要因につきましては、平成27年度に排ガス分析計更新工事を実施してから3年を経過したことで、昨年度には排ガス分析計の精密点検整備を行いました。本年度については実施しない予定としているため、約150万円の減額となっております。

また、本年度の空気予熱器につきましては、内部清掃点検のみの実施であり、昨年に行った煙突立地沿道点検では、点検項目において良好な状態であったことにより本年度の点検から外すなど、昨年度に比べて減額しており、費用を削減するために点検年次や点検箇所の精査に努め、昨年度の予算額と比較して減額しております。このことにつきましては、点検整備費用等は施設を適正に維持するために必要な費用でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、一般廃棄物処理施設維持補修工事設計監理業務委託料につきまして御説明させていただきます。

これにつきましては、昨年度予算額と比較して275万4,000円の減額となっておりますが、平成30年度においては、3年に一回の精密機能検査を実施していることによるもので、本年度は通常清掃工場施設点検結果を踏まえた次年度の維持補修工事内容の検討や、施設工事費等に伴う設計監理業務を委託する予定としているものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 清掃工場につきましては、既に広域での取り組みが進まれて、実際は具体的にはまだなんですけど、進めようとされておることから、できるだけ現施設には余り経費をかけないというのが肝要ではないかということで、昨年も聞いておるのに、またことしも聞いたんですけど、もう少し清掃工場施設点検業務委託料2,962万1,000円について、これの業務について少し詳しく御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 業務といたしますか、確かに平成28年度まで、予算額につきましては2,500万円以下ということでございますが、平成29年度においては、予算額では470万円の増、決算額では430万円の増ということでございます。

平成30年度については、予算額で3,225万3,000円という形の中で、予算については増加傾向をしてきております。

そういった中で、平成29年度以降においては、主なものとしてごみクレーンの整備部品の増額とか受水槽設備の整備点検、あとは補修耐火物の消耗品の増とか、これは補修耐火物を1,000キログラムふやすなどの増加とか、そういった、また、平成27年度に実施したコンプレッサーの更新工事の保証期間が1年経過したことによる新たな施設整備の点検費用として166万円が増額になるなど、また、昨年度においては、排ガス分析計の更新工事の精密点検整備の実施などの約150万円の増額、そういったことで増額をしてきているという現状でございます。

こういったことから、本年度は費用を削減するために点検年次や点検箇所の精査に努めて、昨年度の予算額と比較して減額をしてきておりますけれども、点検整備費用等は、施設を適正に維持するために必要な費用でございます。

そういったことを含めて、今後の広域整備の方針等にもよりますけれども、また、点検については、施設を適正に維持することを基本とした中で、点検についてもそういった費用の削減等には努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 現清掃工場のプラントそのものが老朽化してきているということであれして、こういった業務が修繕とかそういったものを抑えたりとかチェックするのに大事な業務だということは理解しておりますが、先ほど議会が熊野市議会さんと研修会を行ったので、その折に熊野市さんのクリーンセンターのごみ焼却処理施設清掃点検調整業務委託料というのをちょっと勉強させていただきますと、大体同程度ですよね、清掃工場の清掃プラントをとっているのか、それが29年度の決算額で1,242万、30年度はまだ決算されていなかったので、1,260万が予算額で上がっています。

その内容も、ごみクレーン点検調整が年1回、集塵機、バグフィルターのところだと思うんですけど、装置点検調整が年1回、濃度計点検調整が年1回、プラント全般清掃点検調整が年4回、プラスアルファとして隔年により設備点検調整というのをその年その年によって行っているようで、先ほどの説明の中では、ここに内部も説明していただいておりますが、かなりこういった委託料が半額ぐらいでやっておるといってもありますので、点検業務の効果というのか、それがどうなのかというのをちょっと、できるだけ古いごみ焼却施設には修理代等がかかるべきでないという思いから、再度この辺をちょっとチェックしてみましたので、大事な業務でありますので、この辺、熊野市さんと違うことについて、も

し御意見があればお願いします。なければ、委員会で答弁しても結構です。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 施設の清掃点検については、尾鷲市としては、当然先ほどおっしゃいましたごみクレーンの設備であったり、あとは焼却設備、そうなんです、焼却炉であったり、ガスの冷却室であったり、そういった、または煙突の入り口、煙道、ろ過シュート、急冷凍、コンベヤ関係、バグフィルターの関係、各種項目において、今まで同じ箇所について施設を適正に動かすために、そういった箇所の点検整備というもので進めております。

ただ、今議員さんがおっしゃったように、熊野市の状況がそういう、どのような施設点検をしているのかということについては、私たちはまだ勉強をそこまでしておりませんので、その辺も含めた上で、今後を含めて検討材料とさせていただきたいというふうに考えます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 何でことし、こういう冒頭に取り上げたかということ、今後5市町でやるときに、5市町で議論していく中では、それぞれ市町のそういった業務委託料についてもこういった差があるというのを、どこが違うのかという議論もまた内部でも出てこようかということで、今回ちょっと質疑させていただきました。

次に、塵芥処理施設費ごみ処理費の工事請負費1億3,200万円についてですが、これは当初予算の主要説明であるとか主要施策の予算概要に1号炉グレートバー交換と説明されておりますが、その他特定財源として都市計画事業基金1億2,000万円について取り崩しを計画されておりますが、とりあえず交換工事の概要、工事日数、契約方法等について御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 本年度の工事といたしましては、清掃工場1号グレートバー及びサイドプレートの取りかえ工事を予定しております。

工事箇所につきましては、焼却炉の中になります、焼却炉の床部分になります。

焼却炉の床部分につきましては、自動的にごみを攪拌、反転させることで効率よく空気に接触し、良好な燃焼を行うもので、その部分にグレートバーと呼ばれる約450本の金属性の鋳物製品で構成されております。

もう一つのサイドプレートにつきましては、横壁の耐火れんがとストーカの間に空間を保ち、エアを流して駆動軸の冷却を行う目的で取りつけているものでご

ざいます。

平成19年度に同様の取りかえ工事を行っておりますが、長年の使用による経年劣化が進み、グレートバーの摩耗と減肉によりエアの噴出口が広がっている状態でございます。サイドプレートも、同じく表面等に穴あきがある状態となっております。このことから、安定した焼却を行うため、本年度において工事を予定しているものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 昨年、行政常任委員会で示されました尾鷲都市計画ごみ焼却事業の認可についてで県に申請して認められておるということで、今回特定財源で都市計画事業基金が繰り入れたとは思いますが、これらについて、まず、グレートバーについては、この計画では2号炉かな、2号炉も予定されておりますけど、残りあと4年なのか5年なのかということもあろうかと思っておりますけど、製造工場においては、グレートバーと2基稼働させるということは、グレートバーであるとかバグフィルターのこういった交換であるとか工事になると、毎年1億幾らぐらいの修繕代が計上されなくてはいけないということで、ごみ工場の運営について、1基でやるというか、そういったのはもう無理なんですか。

2基同じようにやると、2基とも同じような老朽化していますから、2基同じようになると非常に四、五年の間でかなりの整備代が要するというので、考えとしてはどうなんですか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 今回の1号のグレートバーの状態でございますが、まず、今回の1号のグレートバーの状態につきましては、大体全体の3分の2程度でございます。

当初都市計画の事業の工事計画の事業として上げておる部分については、全体として上げさせていただいておりましたが、そういった部分についても範囲を狭めるような形で費用の削減に努めております。

また、これまで尾鷲市清掃工場が平成3年に稼働してから27年経過しておりますけれども、やはり20年目を迎える平成23年度以降の主な工事として煙突内等取りかえ工事や空気余熱機または排ガス分析計更新工事やPLCの更新工事、また、29年度においては、バグフィルターの入り口及び出口ダクトの更新工事などの大きい工事をやってきており、平成30年度には1号炉の誘引通噴気及び灰出し設備などの更新工事を実施して、本年度はグレートバーを予定というよう

なことでございます。

ただ、施設を維持するには、来年度以降4年間の予定で指摘をされている部分を含めて、今消費税を10%で計算しても、まだ5億5,600万円を要するという想定であります。

しかしながら、議員さんがおっしゃったように、施設の更新時期も見据えて、更新予定である排ガス集合ダクトや2号炉のグレートバー、これが一番大きい部分でございますので、その辺について点検状況を確認しながら更新工事や工事箇所範囲を見きわめて、できる限りの削減を行っていきたいと考えています。

また、1号炉と2号炉の焼却なんですけれども、今の施設としては、やはりどちらも動かしていかなければならないという状況にはございます。片一方がとまっていたとしても、やはりごみの多い時期には対応ができない状況が今現在ではありますので、そういったことも踏まえながら、その修繕箇所をいかに抑えるかということで考えております。

また、グレートバーについては、大体更新の予定が10年ということが見込まれておりますけれども、今現在でもう既にちょっと期間としては経過しておりますので、その辺も踏まえながら、さらに点検状況を確認して、工事の費用の削減はしていきたいということに努めたいと考えています。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 課長のほうより、先ほどグレートバー、修繕しても10年ということで、今回しても10年も要らないわけですので、そういった危惧をして、ちょっと聞かせていただきました。

ちょっと話が横へ飛んで申しわけないですけど、委員会なんかでは、ごみをどこかで処理してもらおうということの考え方もしなくちゃいけないということで、残りの4年なり5年なりを考えたうち、全て2号炉とも完璧に5年動かすというのが理想だと思うんですけど、動かせなかったときには、修繕して、まだあと5年も、延べで10年も要らないわけですので、その辺は考えてくれておるとは思いますが、よくお願いしたいと思います。

次に、171ページの広域ごみ処理施設整備事業2,996万2,000円のうち、広域ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託料2,043万8,000円についてですが、基本構想自体の範囲というか、どこまでのこういった策定を予定しておるのか、まず、それを御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 広域ごみ処理施設の基本構想等策定業務委託につきましては、5市町における可燃ごみ処理を広域化し、新たなごみ処理施設に集約することを目指し、その基本的事項を整理して施設の整備方針や概要をまとめた基本構想を策定するとともに、施設整備事業が循環型社会形成推進交付金を受けて行うために必要な循環型社会形成推進地域計画を策定して、今後のごみ処理広域化の方向性を具体化することを目的としております。

主な概要といたしましては、広域で処理するためのごみ処理施設を整備する上で、5市町のごみ排出量及び処理処分量の実績把握と予測を行い、5市町で共同処理を行う中間処理施設の規模の算出、年次計画の検討、施設整備方法の具体的な検討を行い、施設整備の概算費用を算定して中間処理計画を策定していくものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 処理施設を整備するという前提で、こういったと思うんですけど、例えば施設全体の、課長、全体の整備をする中においては、この基本計画というのはどこにどのように整備するかという、例えばこれまで委員会等でも提示されておる中では、建屋を利用してとか、その横ということで、委員会としても中電さんの現地視察もしたわけなんですけど、基本構想をする場合、整備計画というのは、整備場所というんですか、これは必要ないんですか、計画を立てた後に整備場所が決まるんですか、どうなんですか。それによってこの基本構想も違ってくると思うんですけど、その手順の時系列ということではどうなっておるんですか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） まず、この基本構想においては、建設予定地を示させていただいておる中で、建設予定地における具体的な検討を行う予定でございますので、関係法令の条件を整理して、施設の整備方法として現存する施設の利用方法、また、浸水対策としての構造形式等をこの構想の中で検討した上で、改めて位置や面積等を示させていただきたいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） ということは、例えば視察もしてきて、委員会等の説明がございんですけど、施設を使った場合とか、施設を使ってやる場合であったりとか、その施設以外でするときになると、例えば浸水対策とかも出てきますよね。そういったときには費用的なもんというか、かさ上げするのかどうかということも出

てこようかと思うんですけど、そういった今進めようとしておるところがこの基本計画にそぐわない場合は、改めて中電構内さんであっても違う場所とかということもあり得ることなんですか。その辺だけちょっと御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 基本的にまず施設の整備方法について、まずはそこにおける既存施設を利用した場合、どのような利用ができるのかということ、それについても当然費用が削減できるのかどうか、そういったあたりも踏まえた上で検討を行うと。

また、そこに対するそういう利用ができない場合についてのそこでの浸水域に対する盛り土であったりピロティ形式の構造であったり、そういったことについて構造形式等を考慮した上で、施設の概算費用とかそういったものを示したいと、そういったことでどういう形ができ上がるのかということで、それは当然またお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 手順についてはわかりました。そういった基本計画が出てきた中で5市町の同意を求めるといふ、当市含めてほかの4市町とともに最終決定するということになるということですね。その辺だけ、もう一度。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） そういったことの構想、それをいつ示せるかということは別にしまして、今のそういったことも含めた上で、当然各市町もそうですし、尾鷲市としてもそういった施設の概算費用でどうであるかということの議論をしていただくということになると考えております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） どうしてこれを質疑したかということ、中電さんのあれでせんだって火災等がございまして、施設については、行政側としては理解し得ない建物ということになって、例えばPFIで中電さんにやっていただいて、行政がそれをするんやったら、建物を上手に利用してもあれかなと思うんですけど、行政がそれをするという場合、建物、じゃ、そのノウハウというのが理解できておるのかどうかというのがちょっと危惧、心配しましたとか、今課長の話の中では、建物外だったら浸水対策に別途費用がかかるんでないかということで基本計画の重要性を感じましたので、質疑させていただきました。

続きまして、最後は242ページの7款土木費、5項都市計画費、4目公園費

の役務費で立木伐採作業手数料300万円が計上されています。

市長の所信表明でも、中村山公園において多くの市民の皆様が自然に触れることができるよう枯損木の除去等を行い、自然豊かな生活環境を提供してまいりますと述べられております。

委員会におきましても、枯損木がかなり背の高い木であるとか、古い木があるのではないかと、災害のときに2次災害を起こすのではないかとということで指摘とか意見もあったということから、こういった予算が計上されたのかなと理解しますが、取り組みについて少し詳しく御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） それでは、議員の質疑についてお答えいたします。

本事業は、都市公園であります中村山公園の頂上付近に創生しておりますカシなどの常緑広葉樹の伐採や剪定を行い、遊歩道や頂上付近の広場などを明るくし、市民の皆様が安全で安心して御利用いただける公園を整備しようとするものでございます。

具体的には10本程度の大木となった樹木でありますとか、倒壊のおそれがある枯損木の伐採、剪定を行うとともに、おおよそ100年ぶりの新種となりますクマノザクラの植栽場所の確保を行いたいというふうに考えてございます。

なお、クマノザクラにつきましては、市民の方から御寄附をいただくものも含めまして、まずは今年度から来年度にかけまして20本程度を植樹していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） よくわかりました。10本程度という枯損木、高い、それと同時に、中村山再生外プロジェクトというのかな、実行委員会の皆さんがボランティアで、議員も加わったりとかで一生懸命取り組んでもらっておるんですけど、この予算の中にはこの方たちの意見が反映できるというか、取り組みができるという内の予算というのは含まれていないんですか、どうなんですか。

議長（三鬼孝之議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） 中村山整備に関しまして、ボランティアとのかかわりというお尋ねかなと考えますけれども、まず、市民の有志で組織されております中村山再生外プロジェクト実行委員会、こちらの方がこれまで桜などの枯損木の手入れですとか、放置しておけば大木となり、日差しを遮ってしまうような樹木の伐

採、あるいはツツジ、あるいはツバキなどの剪定を実施していただいておりますが、建設課といたしましても、職員がそれらに参加をして、協働により整備促進を図ってきたところでございます。

お尋ねの交付金事業とその活動との兼ね合いということになりますけれども、まず、交付金事業につきましては、大木などの伐採に安全対策ですとか大型の機械が必要になるようなものにつきましては交付金事業で取り組んでいき、また、のこぎりとか伐採とか剪定が可能なもの、樹木については、皆さんと引き続き共同作業ということで取り組んでいきたいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 中村山は市民の憩いの場であったりとか、全市町では災害の防災拠点ということで、議会の中も言った中で、そのときにはトイレ等とか倉庫とかの整備もありましたけど、その前にああいう枯損木によって中村山へ逃げられないということがあったりとか、南側であるとか家の民家に2次災害を起こすようでは、やっぱり市の公園としては管理しなくてはいけないということで、今回予算計上したということは評価したいと思います。

あわせて、この事業が都市計画費ということで、税務課長に伺いたいんですけど、歳入1款の5項都市計画税については1億2,488万4,000円が計上されて、前年度よりか182万円減額ということなんですけど、これの納税者数というのはどうなっておりますか。

議長（三鬼孝之議員） 税務課長。

税務課長（吉沢道夫君） 都市計画税の納税義務者数等についてお答えいたします。

5月下旬の調査による数字なんですけれども、31年度で納税義務者数が7,565名であります。

以上であります。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 先ほどの衛生費の中でも出てきておって、都市計画ごみ焼却施設事業として県が認めてくれた、今回も1億2,488万4,000円、都市計画税が収納される見込みですが、この都市計画事業については、7,749万4,000円しか計上されていないということから、5,039万円が差額。

本来であれば、これは去年、当初予算前後の説明では、これは基金に積まなくちゃいけないということがあって、この1年間かけて財政再建を担当した副市長を含めて、都市計画税のごみ施設にも、全市民が使う施設にも使っていくという

ことで、1年間、都市計画税の収納について、今7,565名ということですので、対象者全員ではないと思うんですけど、この辺については議論しなかったんですか。歳入で5,000万、これ基金に積まなくていいんですか。

当初予算、ふるさと納税なんかも、去年1,000円やったのが、ことし1億2,000万上げて、歳出に対する歳入をつくっておるような予算を組んでおるわけなんですけど、この部分も基金へ、これ一般財源として使ってしまうんですか。その辺、整備する必要があると思うんですけど、その辺のことを最後に伺いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 平成31年度の都市計画事業につきましては、現年度分としての都市計画税及び過年度分の都市計画税の収入見込みと都市計画事業全体の差額として都市計画事業基金より取り崩しを行ったもので、例年実施しております街路事業、公園事業、下水道事業等、それから、今回は清掃工場の都市計画事業に充当したもので、現年度分の都市計画税につきましては一般財源ということで、それらを含め、不足分として都市計画事業基金から取り崩しを行ったものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 数字のからくりを見るとよくわかるんですけど、ただ、片方で県がこの事業を都市計画ごみ施設、都市計画、後々市長の所信表明でも都市マスを見直さなだめだということで、そのことにも関係するんだと思うんですけど、私は基金を崩すのにこういったのを認めてもらったのかなと思っておりますけど、本年度歳入として見込める都市計画税を一般財源として残りを使うのであれば、都市計画税の収納の仕方について、少しちょっとこの状態ではまずいのではないかなと思いますので、その辺についてどうなのでしょう。

議長（三鬼孝之議員） 誰が答えるの、副市長。

6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 今、横で市長とか、これは市政運営上の問題ですので、担当課云々よりかも、ですから、先ほど副市長が答えてくれるかなと思って、副市長、財政再建計画の中で、これもやっぱり計画の中に入れて議論しないと、細かいことを言ったらあれですけど、納めておる人と、ごみ工場自体は全市的な問題ですから、そういったのを都市計画でやれるのであれば、市全般で担わなだめだということがあって、基金まで積んだ部分にやむを得ないと、そのときにも意見があ

ったはずですけど、それはやむを得ないとしても、本年度からはごみをこういうふう一般財源として充てるのであれば、やはり収納についてもどうあるべきかという議論をしてやるのが財政再建のチームの中では主たる議論の一つではないかと思うんですけど、その辺はどうですか、副市長。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 都市計画税の用途につきましては、都市計画事業決定された都市計画事業であるとか、土地区画整理事業の費用に充てるものというふうに私理解しております。公園の整備であるとか、それから清掃工場につきましては、もともとマスタープランにも位置づけられ、都市計画事業として位置づけられておるものですから、今回都市計画税であるとか都市計画事業基金の取り崩しについては、十分御認められるもんだと、こういうふうに考えております。

それから、あと、収納につきましては、もともと清掃工場につきましても都市計画の中へ入っていますので、現在の対象者で問題ないのかなと、そんなふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 都市計画、都市マスそのものは、ごみのこういった清掃の修理代は入っていなかったわけでしょう。それを都市計画、収納しておるの、それ以下に仕事だったということで基金を積まなくちゃいけないということは去年議論になったじゃないですか。それで、3億どれだけでも基金としてあるわけでしょう。

これも都市計画事業をするためのものなんですけど、そういった中で、先ほど尾鷲市都市ごみ焼却事業として県へ出したら、これも都市計画の中でやれるのではないかということで認可が来たと思うんですね。

認可が来たのであれば、例えば今やっている尾鷲港新田線なんかは、この中心部のところで現状の都市計画税の収納の仕方がいいと思うんですけど、ごみそのものは尾鷲全市から集めて処理をするという事業ですから、都市計画税も全体から収納するというのを、なぜ1年もあるのにこういった議論をしなかったのかということをお前は聞いただけで、もう答弁がないのでしたら、質疑ですから、結構です。

以上で質疑を終わります。

議長（三鬼孝之議員） 次に、4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） それでは、ちょっと見苦しい声で申しわけないですけど、4項

目ほど質疑させていただきます。

先ほど6番議員が質疑しておりましたけど、第15号議案の平成31年度一般会計、18款第1項基金繰入金、第8目都市計画事業繰入金、第1節都市計画事業繰入金についてお聞きいたします。

基本的にこの繰入金についての充当先及び根拠規定をお聞きしたいと思います。
議長（三鬼孝之議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 先ほども申し上げましたが、例年都市計画事業として実施している街路事業、公園事業、下水道事業に加え、ごみ焼却施設の改修に係る費用に充当するため、当該年度の都市計画税等の不足分について繰り入れをすることとしたものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 御回答ありがとうございます。

基本的に都市計画税そのものの繰入金は、あくまでも都市計画事業及び土地区画整備事業の事業について活用するものであって、基本的にその施設の維持管理に使うものではないというところも見解があるわけですが、いろいろ県だとか他の府県の行政指導を見ても、やむを得ず都市計画税の一部を一般管理のほうに回すのもやむを得ないのかなというようなこともありますし、特に法律上の規定はないということで問題はないかと思うんですけど、一方の基本的に都市計画道路が完成した後、都市計画税、もう使わないですよ。公園だとか都市施設を整備した後は使わないですよ。

ですから、今回の施設の活用についても、本来は一般管理費の中でしっかり予算措置をして進めていくものであって、県が去年認めてくれたから都市計画税の一部を充当しようということだと思うんですけど、基本的にその計画をしないままに、いきなり今年度は予算が足りないからこれをうまく充当しようというふうに浅く考えたのか、将来計画もなくてやったのか、その辺のちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） まず、御質問の中にありました維持管理について充当はできないのではないかとのお尋ねでございます。

それにつきましては、都市計画施設の整備とは必ずしも都市施設の新設に限られるものではなく、国の運用指針におきましては、都市施設の老朽化対策ですとか改修、更新についても、都市計画事業として適用できるということが示されて

ございます。

その上で、都市計画事業として認可をとったわけなんですけれども、県への都市計画事業として申請を行って、改修とか修繕につきましても計画的に進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） その辺は見解の相違等々はあるものですが、基本的に事業計画って1回つくって終了すれば、もう施設が終わっているんですから、手続上、都市施設であっても、基本的に管理運営は別のいわゆる個別の法律の中で運営されるものであって、延々とその都市施設ということがあり得るのかどうか、特に区画整理事業なんかもそうですけど、終わってしまって家が建った後に、いつまでたっても区画整理なのかという議論もあるところなんですけど、その辺は国の見解も正直言ってそれが正解かどうか、私もちょっと疑問のあるところなんですけど、いずれにしても、目的とか使途とか決まっている目的税を活用しているわけですから、その辺をもう少し考えた上での計画を今後する気があるのかなのか。

それとあと、最後に確認。県に確認したことについて、照会文書を出して回答をもらっているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） 都市計画税を先ほどの都市計画事業に充てるということ、その文書について、どのような形になっておるかというお尋ねかなと考えますけれども、まず、県へ都市計画事業として認可の申請をするに当たりましては、その事業の概要とともに、事業の財源として都市計画税を充当する予定であるということも記載して申請をしております。その上で、県からは財源を含めた内容の審査もなされた上で認可されておることとでございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ありがとうございます。

それでは、細かいところはまた委員会のほうで確認させていただきます。

続きまして、第2項目めですけど、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第15節工事請負費について、歳出として本庁舎の耐震事業工事請負費についてですけど、昨年の説明で債務負担行為として6億円の説明を受けておりますが、今回の工事請負費の根拠としてのその進め方について確認させていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 工事請負費 2 億 4,000 万円につきましては、本年度予定しております本市本庁舎耐震改修工事に係る設計施工一括発注プロポーザル募集要綱に記載する上限提案価格 6 億円の前払い金相当分として 31 年度予算に 40%を計上したものであります。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） ありがとうございます。

債務負担行為ですから、金額の確定ではなくて、予算の範囲内で予算上に反映するというので、基本的には（聴取不能）からというんですかね、これからいろいろ積算して発注したときに、限度額の債務負担の 6 億の範囲内で積算とか工事費が主に決まれば、確実に前金支払い分の数字を改めて予算計上するというところでよろしいでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 8 月ぐらいには業者が決定しまして、その結果をもって契約額をもって 9 月補正なりで債務負担行為ともども補正予算に計上したいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 先ほども話しましたが、昨年の説明の中で、一応耐震をする方法はちょっと具体的にわかりませんが、この庁舎そのものは五十数年たって、鉄筋コンクリートって 50 年を経過するとコンクリそのものが弱くなるということで、基本的には風化のスピードが 20 年で大体 1 センチぐらい風化していくというのは、ある程度一般的には専門の方の話だと出ているんですね。

仮に耐震した後にコンクリートが風化していくことも考えた上で、この投資額が耐震の投資効果が出るのかどうか、いわゆる耐震がもっても、周りがぼろぼろになってしまうということもあると思うんですけど、そういう検討をされた上で、今回この事業を発注するのかどうか。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 当然その辺も契約業者との話し合いになると思いますが、うちの条件の中に築 57 年と、コンクリート強度 I s 値等も全て出して募集要項を出したいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 少し前向きな話があったので、さらにちょっとその辺を確認し

たいんですけど、基本的に五十数年たっている建物を耐震改修した後、終わった後にいろんな箇所があるんですけど、最初から新築にしておけばよかったというお話も聞くところもあります。

なぜかという、いわゆる人口減少に伴って、同じ規模のものは要らないと、場合によっては3階建てじゃなくて2階建てでもいいと。そうすると、経過的にトータルで今回の事業で計画案として出された中で、中の業務の中も多少移動しながらやらなきゃいけない。ということを見ると、配線や配管も全て変えなきゃいけないことも考えると、実際にその6億という債務負担行為が現実なのかどうか、場合によってはもっとふえて10億ぐらいかかってしまうんじゃないかということを見ると、物によっては建てかえというスタイルのほうが意外に経費が安く済むところということもあるかと思うんですけど、その辺の検討を含めて、今回工事請負とはいかないにしても、設計課題に入っているのかどうか、確認します。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 昨年10月の勉強会でもいろいろ工法等について御説明させていただいた結果、耐震改修工事が現在の尾鷲市にとっては最善であるという判断のもと、今回予算計上させていただいたものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） それでは、総務課の担当の方からの説明はそこまでしておいて、詳しいことはまた常任委員会のほうで確認させていただきます。

次に、3項目め、第4款の衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費、第13節の委託料、細説で広域ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託料について、この基本構想の基本的な方針と仕様内容についてお伺いします。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 本構想においては、5市町が目指す広域ごみ処理施設の整備に向けて最適な処理システムや施設整備を検討する上で、環境負荷の少ない安全性にすぐれていること、また、一般廃棄物を長期にわたり安定的に処理できること、エネルギーを効率的に回収し有効利用すること、また、環境学習など市民に親しまれる施設であることや、経済性、効率性にすぐれた施設となる点に留意した中で基本構想を策定してまいりたいと考えております。

まず、仕様の具体的なものでございますが、先ほども説明させていただきましたが、広域ごみ処理施設整備の基本構想策定業務と循環型社会形成推進地域計画

の策定が大きく2本ございます。

基本構想においては、基礎調査として、5市町のごみの排出量及び処理処分量、ごみの性状の実績やごみ処理技術の動向や関係法令を整理し、目指すべき基本方針を整理した中で、今後のごみ処理処分量の予測から、年次計画、また、ごみ施設の施設規模、概算費用を算出するとともに中間処理の方法、余熱等の有効利用の方法などの検討を行ってまいりたいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 御回答ありがとうございます。

基本的に基本的な方針とか、いろんな問題は多々あると思うんですけど、基本的に今言われた内容のほかに、やっぱり一番怖いのは、怖いというよりは、災害に強靱な施設であることと、それから、あと、せっかくつくった建物ですから、市民に情報を発信するような施設づくりをしておかないと、ああ、あそこ、ごみ焼き場かというようなことでは困るんですよ。

そういうところも総合的に考えて、基本的な使用上を考えないと、やらなきゃいけないのと、もう一点、気になるのは、先ほど6番議員が質疑した中で、基本構想の中に、あその場所がありきのような発言をされていますけど、基本構想ですから、ある一定のところでのいろんな候補地を対象に比較検討した上で、ここが正しいと思って基本構想を出して、それから、実施設計とかに移っていくわけですよ。

その辺の手順が一番、毎回言っているんですけど、決定プロセスまでの間のやり方がいつも何かどこか切れているんですよ、尻切れとんぼで。線路だったら切れているので、どこか必ず脱線すると思うんですよ。

そういうところを踏まえて、予算も含めて広域でやるのも結構ですし、それが大切なことなんでしょうけど、ありきの話じゃなくて、その辺を基本的にしっかり考えたやつの内容になっているのかどうか、その辺ちょっと確認します。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 今の手順の話の中で建設予定地が今のところ1カ所しか示されていないという中で、そういった中でまずはその建設予定地についての具体的な建設工法とかそういったものがどうであるかということをお示しをさせていただきたいということで考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 今 1 カ所という話が出たんですけど、いつ 1 カ所に決まったんですか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 建設予定地として議会に報告させていただいた場所はこの 1 カ所しかございませんので、今のところはここを建設予定地として今後具体的な検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 1 カ所しかないということは、ほかにはもうないということで、ここを確定していきたいというところでよろしいのでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） あくまで建設予定地ですので、ここを確定するに至っては、やはり概算費用とかそういったものを示した上で、改めてまた御説明をさせてもらわなければならないと、それで基本構想をつくり終えた中で、そういう議論も出るかというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 今のお話を聞くと、1 カ所でだめだったら、スケジュールで組んでいる準備組合とか組合の設立はもう無理ですよ、何かあったときに。そうしないと、市長が所信表明で言われている都市計画マスタープランの一部見直しとか、全部見直しはすぐできないでしょうけど、土地利用方針に影響が出てきますよね。なおかつ、県の区域マスタープランにも影響が出てきますよね。それだと事業ができないでしょう、その辺どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 今の建設予定地としている部分が、仮に建設予定地として今回この議論、構想を立てていくわけですけれども、その事業を、仮にですよ、仮にそういうことで決まったとしても、やっぱり環境アセスの生活環境影響調査とか、そういったものを踏まえて初めて最終ということになると思います。

建設予定地という事業を進めていく用地として決定してから基本計画とか生活環境影響調査とかをやっていくことになるんですけども、最終的なところでは、そういったことも当然、仮に 1 個であったとしても、当然出ますし、今回の場合については、確かにそこがだめやということになったら、ほかの計画とかに含めて、それは影響が出るというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 今の説明で、今の場所が環境アセスメントをやったところ、何か土壌汚染が出てきたとか、そういう影響で、とてもじゃないけど土地利用はできない、あるいは土壌改良で時間がかかるので、建設事業が間に合わないということで、他の場所というお話が出ましたよね。

他の場所ということは、他の場所もある程度候補地として挙げて検討して、ここが適切なんだということをやっておかないと、あくまで基本構想ですよ。基本計画じゃないですよ。基本構想だからこそ、そういう問題点が発生したときの対策としていろんな箇所を検討してみる、そのときに経済効果だとかいろんなものを含めて検討した結果、やはりここがいいんだということのプロセスをしっかりとつくっておかないと、住民の説明ってできないですよ、住民に対して。その辺どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 確かに今現在尾鷲市として……。

（「課長、ちょっとマイク近づけて」と呼ぶ者あり）

環境課長（竹平専作君） 済みません。

今現在、一番当初には建設候補予定地として、尾鷲市として示させていただきました。その後、5市町として今後建設候補予定地を示させていただいた中で、5市町としても建設予定地として今後進めていく上で、そこを具体的な議論に入っていくということになっております。

ただ、楠議員さんがおっしゃられる点について、その辺をどうするかということとは確かに出ますけれども、今のところでは、今の現時点の場所の具体的にどうなのかということを含めて構想の中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 基本的に今の説明を聞いていると、ちょっとつかみどころのない話になってしまって、基本構想が本当につくれるのかどうかというところですね。

やはり大事なところは、いろんな施設ですから、先ほど冒頭に説明がありましたけど、回答が、エネルギーを回収する施設だとか、公害対策は当然されているだろうし、経済的にもすぐれた施設、それから、あと、市民への情報の発信の拠点になる、最後に災害に強い強靱な施設であるということを含めてやっぱり比較検討しないと、ありきありきで話をすると、最終的に最初の6番議員の説明があ

りましたけど、循環型の設備だとか、そんなのどうでもいいんですよ、もうわかり切ったことなんですから。

だから、私の言いたいのは、その場所がどうのこうのの前に、もう基本構想でしっかり比較検討してやっておかないと、これ、当然ですよ。事業を進めていく上で比較検討しておかないと、ああじゃない、こうじゃない、ああじゃないかと言われるんだったら、A、B、Cをやりました。やっぱりAが一番いいですよと言切れるものをつくっておかないと、議会と行政の職員とまちづくりをやってるわけじゃないですよ。市民も一緒になって、あら、そうなんだと言ってくれるようなところでやっておかないと、説明責任は当然あるわけですから、私たちもあるし、皆さんにもあるということですから、基本構想の作り方を間違えないでほしい。もう施設ありきの話をしているわけじゃなくてということ、ちょっと余談ですけど、私はここの部分だけはこれで、委員会のほうでまた確認させていただきます。

次に、最後の項目になりますが、平成31年度尾鷲市病院会計の第7条の一時借入金について、この限度額8億円の根拠をお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 一時借入金の増額についてお答えいたします。

一時借入金は、年度途中における収支時期のずれによる一時的な資金不足を補い、予算内の支出をするための短期借入金であり、原則としてその事業年度内に償還する必要があります。しかし、資金不足のため償還できない場合には、その償還できない額を限度に、年度末において借りかえることができることになっています。

そうした中で、尾鷲市病院事業会計の一時借入金につきましては、平成14年度以降6億円を限度として設定し、運転資金の手だてをしてきたところです。これは毎月の病院運営に係る材料費経費、職員給与費等の支出がある一方で、国保等からの診療報酬の収入約5億3,000万円が2カ月おくれで入金されること、また、企業債の発行が年度末になること等から、この収支時期のずれの期間の資金不足を補うために借り入れを行ってきたものです。

また、尾鷲市病院事業会計の内部留保資金につきましても、平成20年度末には7億8,200万円を保有していたものが、赤字決算が継続してきたことにより、平成29年度末には約4,200万円となり、平成25年度以降は年度内に一時借入金が返済できず、翌年度に借り越す状況になっております。

さらに、平成30年度においても、人口減に伴う患者数の減等により約1億2,500万円の赤字が見込まれることから、内部留保資金は年度末で約1億3,400万円の資金不足となる見込みであり、一時借入金は4億1,000万円を翌年度に借り越す予定となっています。

そうした中で、平成31年度においても、地域包括ケア病棟への転換等により増収を見込んでいるものの、人口減による減収や一般会計繰入金の減、給与費、経費等の増により約1億7,900万の赤字となる見込みで、さらに資金不足が拡大する見込みとなっています。

このような中で平成30年度の経営状況や内部留保資金の状況、さらに平成31年度の経営の見込みを踏まえて資金収支のシミュレーションしたところ、平成31年度の年度途中に一時的に7億6,000万円の借入金が必要となる見込みとなったことから、今回一時借入金の限度額を8億円と設定させていただいたところでございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 具体的に細かいところまで説明いただいてありがとうございます。

基本的に、気になるのは、昨年6億、新年度が8億というところは、数字はともかく、これに似たところが夕張なんですよね。一番怖いのは、返済金があるにもかかわらず、新しく借入金を起こす。今、説明の中では何とか収入がありそうなので、限度額の範囲で一時借入金を起こしたんだと言っても、結局はマイナスの事業が発生しているわけですね。

こういうところを踏まえてみると、前年度事業の分析とか評価した上での数字だと思うんですけど、何が足りないでこういうことになったのか、ただ人が少なくなったからこうなのかというところを基本的に病院改革としていろんなプログラムを組んで経営改革の懇話会とかいろいろされていますよね、そういうところでの議論の中で、新改革プランの中の改めてこれを防ぐにはどうするんだというところを評価した上での8億円なのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） やはり一番大きなところは人口減による患者数の減というところで、年々医業収益が減ってきているというところが非常に多いと考えておりますので、平成30年度には地域包括ケア病棟、平成31年度にはDPCなどを入れて増収を図るとともに、さらに経費の削減も図りながら、一時

借入金額がこれ以上増額にならないように精いっぱい努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 最後の質疑にしますけど、運営の健全化とか歳出の適正化、あと、一番大事なのは効率化もあると思うんですね。そういう検証をした上で、誰がいつまで何をするのかという検討をしないと、今度、次年度、32年度になったら今度は10億になったとかという話になると思うんですよ。

正直言って、6億、8億という数字が倍々ゲームにはならないにしても、2億ずつつふえる可能性というのも必ずあるわけですね、収益が落ちているわけですから。それを新年度には8億を返してもまだ借金が残るわけですから、誰がいつまで何をするかをしっかりと決めてやっておかないと、もう正直言って、夕張は行政体ですけど、病院も含めて、病院だけ立ち行かなくなるということになりますよね。

実際に全適をやって何とかなるのならいいけど、結局行政側のほうが全適する分の借金を全部返さなきゃいけないという話になりますので、トータルですぐ黒字にはならないにしても、黒字化に向けて、今残っている三十何億の借金をどうやって返すのかということも含めて、誰がいつまでに何をするのか、しっかりその辺を検討した上で、今回の一時借入金、また、次年度には残さないための工夫をしてほしいと思うんですけど、その辺、病院長、最後、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） とりあえず、今回は平成30年度、31年度の資金の収支を見て、資金不足、資金ショートを起こさないように一時借入金の設定をさせていただいたところです。

今後の見込みについては、今現状の新公立病院改革プランについては、計画と実績に乖離が出てきておりますので、平成31年度にはそれを見直して、取り組みも含めて考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） それでは、回答は要らないですけど、市長に新改革プラン、総合病院の改革プランも一部見直しを検討されることを言っていましたので、その辺を含めて、これからの経営方向を改めて長期的な視点から見て、市民のための

病院なのか、それとももう広域的な視点の病院なのか、それも踏まえてやはりしっかりした経営運営ができるような病院づくりをしていただきたいというふうに考えておりますので、また改めて常任委員会のほうでいろいろ質疑させていただきたいと思います。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時25分にいたします。

〔休憩 午前11時15分〕

〔再開 午前11時24分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き本会議を開会いたします。

次に、12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 通告に従いまして質疑のほうをさせていただきます。

議案第13号なんですけれども、今回の水道水源保護条例の一部改正ですが、この背景というものをまず教えていただきたいと思います。改正の背景。

議長（三鬼孝之議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 改正の背景につきましては、これまでも水道部として水源の保護に努めてきておりますが、昨年度、再生土を使用した事業が計画されるなど、現行条例の制定段階では想定しなかった事業の進出があり、これに対応するために今回条例の見直しを行った次第でございます。

今後も水道事業を取り巻く環境の変化に注視し、社会情勢に合わせた条例の見直しを図るなど、命の水を安定供給するために水源地の安全確保に努めてまいりたいということも含めて改正させていただきました。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 今回の改正については、非常にスピーディーな対応の速さは本当に評価できると私自身、思います。

それと、もう一点については、水道原水に係る区域という部分が出てくるんですけども、明確にちょっと教えていただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 水道原水に係る区域とは、水道水の原料となる水が表流水、伏流水、地下水がそれに当たります。現行条例で水源の定義が取水施設周辺となっておりましたことから、他市町を参考に水道原水に係る区域を追加させていただいております。取水施設等の周辺以外にも水源となっていることと改めさせてい

ただいておるものが水源の区域ということでございます。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ということは、その範囲は、梶賀を初め11カ所ほど水道原水の区域ってあると思うんですけど、それでよろしいんですか。

議長（三鬼孝之議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 旧町内につきましては、伏流水と井戸水で取水しておるんですが、伏流水の場合には、川に流れる山の尾根から水が流れるということで、その範囲になります。

賀田地区等につきましては、井戸水が原水になるんですが、その場合につきましては、井戸に関連するであろう区域を水源区域としております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ということは、そういう部分で表示されているということですね。区域を表示しているということですね。

議長（三鬼孝之議員） 水道部長。

水道部長（尾上廣宣君） 水源保護区域につきましては、条例で定めておりますが、区域の画につきましては、条例上、縦覧していただくということになっておりますので、水道水源保護区域、上水ないし簡易水道の区域を確認していただくとすれば、水道部のほうの区域図をもって縦覧していただければ、御確認できます。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） どうもありがとうございました。

続いて、議案15号の「平成31年度尾鷲市一般会計の予算の議決について」について質疑させていただきます。

36ページ、37ページの歳入のところと、68ページ、69ページの歳出は一体で関係があると思うんですけども、まず、歳入のところの17款寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金の取り扱いについてですが、今年度予算においては、前年度予算計上とは変更しております。

今回のも予算ですから正しくないというわけじゃないですけども、予算処理の継続性というもの考える場合に、なぜこのようなことがやられたかということについてちょっと疑問を感じますので、その点ちょっとお答え願います。

議長（三鬼孝之議員） 政策調整課長。

政策調整課長（大和勝浩君） 総務費寄附金1億2,000万円につきましては、さ

きの平成31年第1回臨時会において、平成30年度の寄附金額を1億2,000万円と見込んでいることお示しさせていただきました。

平成31年度においても、ふるさと納税の取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、寄附金額を1億2,000万と見込み、歳入として計上させていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 予算ですので見積もりということが前提になります。別に問題はないと思うんですけども、やっぱりこれまでの会計処理じゃないですけど、予算処理のほうを変えるということは、非常に期間比較する中においていかなものかという気持ちはあります。

そういうところの点がちょっと気になりましたので、質問させていただきますんですが、それと、もう一つ、68ページ、69ページの歳出のところでは積立金1億2,000万、それを基金積立金として積み立てるわけですけども、これの管理については、財政のほうになるかと思いますが、目標と実際の部分を量だけで管理するということよろしいんですか。

議長（三鬼孝之議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 寄附金の歳入については、年度当初から歳入がされるわけなんですけど、現状、大変多い時期というのが11月、12月に集中しております。その関係で、当該年度の事業に充当するのではなく、ふるさと応援基金に積むことによって、歳入の上下する部分について、安全面といいますか、それを設けるために一度基金に積むこととしたということでございますので、歳入管理と歳出管理を基金に積む作業で、それを弾力性を持って年度内に運用したいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） あくまでも見込み見積もりであるのですからよろしいんですけども、基金となると、普通の預貯金というイメージが特に出てきますので、これまでの予算処理でも十分やり切れるのかというふうに思っています。これについてはよろしいです。そういう対応をとるということですねということで、ちょっと最後にこれだけお願いします。財政の方。

議長（三鬼孝之議員） 確認。

財政課長。

財政課長（宇利崇君） これ、再度というお話になるんですが、歳入の中で寄附金を

計上するという方針をさせていただきました。

その中で各市町の現在の状況、他都市も、例えば14市の現在の状況を調べる中で、やはりどうしても年度当初に寄附金を予算化している団体が多いと、同時に寄附金の部分については、同額基金充当している団体も結構な数に上っているというような形で、来年度31年度からこういう形で運用していこうと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 質疑は最後になるか、ちょっとわかりませんが、何回も繰り返しになりますが、他の市町村がやっているからというような形ということは、本来どうなのかなという気はします。尾鷲は尾鷲の独自の予算処理をしているわけです。両方の分は別に間違っているわけじゃないですね。

その中でどう尾鷲市がやっていくかという部分を、他の市町村と比較してどうこうという、これは間違えだったら、そう訂正しないとイケませんが、やっぱり独自というものも十分持つておくということも必要かと思えます。これについては、よろしいです。ありがとうございます。

あと、55ページの歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節の委託料、職員研修事業39万円のうちの委託料の職員研修委託料22万円についてですが、今回、前年度予算に比べて金額は少額ですけれども、21万2,000円の減額になっております。全体からすれば、今言いましたように金額は少額ですが、今期の職員の研修についてはどのような研修体制で臨むのか、また、どのような職員の人材育成を目指すのか、総務課長、一つお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 研修事業委託料は前年度より21万2,000円の減額になっていますが、これは30年度より講師に係る経費が不要である市町総合事務組合が主催する研修会や三重県交通安全運転管理協議会などを活用しています。

決して職員研修をおろそかにするものではなく、平成30年度の研修参加目標を前年度の20%増とし、2月末現在で研修参加者は延べ502名と、目標を達成しております。

今後は、昨年度策定しましたOJT推進マニュアルを活用した所属単位の研修についても各所属に広げていける体制を構築してまいりたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 野田議員、一般管理費を第1目と言いましたけど、第3目ですから、御了承ください。

12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 間違えました、訂正します。

議長（三鬼孝之議員） どうぞ。

12番（野田拓雄議員） そういうことで、人材の育成というのは非常に重要な部分だと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

これで私の質疑は終わります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

13番、濱中佳芳子議員。

13番（濱中佳芳子議員） 済みません、通告しておりませんので、細かい数字は求めませんが、議案第19号、平成31年度尾鷲市病院事業会計予算のうち、第7条の一時借入金8億円につきまして、先ほど同僚議員のほうから質問が出ましたが、さらにちょっと気になる場所でありましたので、お聞きしたいと思います、考え方として。

これが一時借入金今回ふえたわけですけれども、この先これ雪だるまのようにふえていかないための方策として経費削減という言葉が使われました。

昨年決算の折に、経費削減をするに当たって、固定経費と変動費あたりの割合をお調べになったのかとか、損益分岐点あたりの研究はされたのかという質問をさせていただきましたが、そのときには把握されておらず、ちょっと不安な思いをいたしましたものですから、今回この一時借入金をふやすことの根拠はわかりましたし、一時的な資金ショートを防ぐためということも理解いたしました。

ただ、ここのところ、やはり先ほどの説明の中にありました平成25年度から借り越しがふえている部分に関しましては、その後の一般会計からの繰り入れなんかで、その年度当初には一時的には精算できる形がとれてきておりますけれども、今回の予算書を見ますと、借り越しをしたとしても一時的に精算ができる仕組みが果たしてこれ、本当にできるのかなという不安がございます。

それと、公営企業の場合は債務超過という考え方がなく、一般会計からの補填によって精算していくというようなことが認められておりますので、そういったことはないんですけれども、現在の一般会計の規模を考えますと、債務超過が起きたときにそれを補填できる力が一般会計にあるのかどうかも不安な状態になっております。

そこで、今回全体の予算をつくり上げるにおいて固定経費の、恐らく変動費は

売り上げが上がれば上がってきますから、なかなか削減というところにはいかないと思うんですけれども、固定経費を削ることができるのかどうか、そのあたりをどういうふうに検討されたのかという、考え方としてお聞かせをいただきたいんですけれども。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 固定経費の部分では、具体的に必要な人件費であるとか、施設管理に必要な経費であるとか、そういうものであると考えていますけれども、人件費の部分については、やはり診療報酬上、看護婦の配置基準なり、指数なりそれぞれ決まっておりますので、なかなか人件費、患者数が減っても看護師を減らすとか、そういう策はとれないところがありますので、ちょっと難しいところがありますけれども、委託費なんかは、いわゆる使用の見直し等を行って、できるだけ削減するような形で、一応31年度に向けての取り組みは行わせていただいておりますけれども、さらにその辺の見直しは今後やっていく、具体的な策はまだちょっと検討はしていないところですが、今後改革プランの中で収支計画を立てるに当たって、その辺も含めてきっちり見直していきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 人件費の削減というのはとても難しいことも理解しておりますし、固定費の中には人件費だけではないところでいろいろな経費がかかっておりますけれども、現在の尾鷲総合病院ができたころというのは、尾鷲市だけでも3万を超える人口がある中でつくられた病院でございました。

固定経費の削減、それを検討するに当たっては、やはり病院全体の規模の見直しということも必要になってくるかと思うんですけれども、こういった改革プランを見直しする上で、こういった病院規模の変更、そういったあたりは検討され始めておりますか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 病院のほうでは、将来検討委員会ということで、院長も含めて看護部長なりセクションの長を集めた会議を毎月1回しておるんですけれども、その中で今の人口減の状況と、あと資金の状況も含めて資料を出して議論して、そういう病床の規模も含めて今後検討してくという話の中で、院内の中で合意というか、会議の中で議論はちょっとさせていただいておりますので、

引き続きそれはしていきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。細かい数字なんかにつきまして、また引き続き常任委員会のほうでお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

規模の変化に関しましては、恐らく県の医療構想の中との関連性もあると思いますし、あと、どういった事業項目が経費がかかっているのか、削減できるところがどこなのかとか、あと、人件費に関しましては、看護師さんをふやすことによって報酬をふやす、そういった方策もございます。

いろんなパターンがあると思いますので、そういったことを含めて資料をしつかりそろえて、常任委員会のほうでお聞かせいただきたいと思います。

ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております26議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の26議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため休憩いたします。再開は午後1時10分からいたします。

〔休憩 午前11時43分〕

〔再開 午後 1時10分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第28、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、12番、野田拓雄議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） 午前中の質疑に続き、平成31年第1回定例会の一般質問を、幸運にも第1番目を仰せつかりました。質疑と連続しての一般質問です。私にとっては、議員生活における非常に貴重な思い出になる体験だと感じております。

さて、通告に従い、平成31年第1回定例会の一般質問をさせていただきます。

議員になって1年8カ月が経過しました。今回の一般質問は7回目となります。まだまだ指で数えられる回数ではありますが、その内容は、現状の尾鷲をどう考え、どう行動していくかを常に一般質問の基本に置き、一般質問をさせていただいております。今回は4項目について、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

1点目は、建設残土条例等の制定についてであります。

市長として、今どのように考え、検討しているかをお聞きしたいと思っております。

2点目は、ことしは熊野古道世界遺産登録15周年目の節目の年に当たります。これまでの誘客施策を通して世界遺産熊野古道をどのように維持・活用・保全しながらまちづくりを創造していくかが重要と考えておりますが、市長のお考えをお示し願いたいと思っております。

3点目は、中部電力跡地活用における広域ごみ処理場の建設について、市長の取り組み姿勢をお聞きしたいと思っております。

4点目は、市長の所信表明における尾鷲総合病院の維持存続についてであります。明確な御答弁をお願いしたいと思っております。

まず、1点目の建設残土条例等の制定についてであります。

去る2月11日、地方新聞の第一面に「東京の残土、海山に山」という見出しで、建設活況、過疎地に流入とありました。私にとっては、地方新聞の第一面で取り上げられることは非常に大きな衝撃でありました。

また、地元新聞で隣の紀北町における建設残土問題が大きく取り上げられております。尾鷲市、紀北町はそれぞれの地域性の関係を持ちながら、隣接市町として地域社会を形成している中で無関心ではいられない状況であると考えております。

大量の建設残土が投棄され、景況悪化、土壌汚染等、その他崩落の危険性をはらんでおります。

建設残土は産業廃棄物と異なり、明確な規制ができない状況であり、三重県南部の過疎地に建設残土を持ち込む中、三重県は事態の深刻化を受け、投棄を規制

する条例の制定に動き出したという報道も出ております。

隣の紀北町においては、自然と良好な環境を守り、健康を保護し、安全な生活環境の確保を図るため、紀北町生活環境の保全に関する条例をこの3月定例会に提案するとの新聞報道もあったところです。

また、加藤市長は、前回定例会においての一般質問答弁の中で、県外から土砂の搬入に関しては、多岐にわたる法令等にかかわる関係各課や関係機関が連携しながら対応する必要がある。本市としては、適切な対応が可能となるよう必要な体制づくりを進めながら、それぞれの案件に対して関係法令等に基づく審査や確認を適切に行っていくと答弁されております。

市長は、当市を取り巻く自然環境、生活環境及び隣接周辺地域の現状を踏まえ、どのように対策を考えていくのか、改めてお聞きしたいと思います。

さらに、加えて、建設残土条例等について、運ばれてくる関東周辺の自治体や他の自治体の条例等を検証し、なぜ地元関東周辺では対応できないのかを考える中で、どのような条例が尾鷲市として必要なのか、また、検討しているのかをお聞かせを願いたいと思います。

2点目は、今回熊野古道世界遺産登録15周年を迎えるに当たり、尾鷲市としてどのような施策を考えているのか、また、これまでも誘客施設を考えていただいていると思いますが、さらに、今後考えている誘客施策をお示し願いたいと思います。

三重県においては、7月7日の世界遺産登録を記念して、4月から12月にかけてさまざまな事業を実施していくとのこと。昨年12月8日には、15周年実行委員会設立会議が開催され、県と熊野古道、伊勢路沿線の10市町で実行委員会が立ち上げられたと聞いております。

そのような状況下において、また、これを機会に熊野古道世界遺産を集客のツールとして尾鷲のまちづくりを再度考えることも必要ではないかと考えております。市長としてどのようなお考えを持っているのか、お示し願いたいと思います。

観光誘客を進めるといっても、まちづくりができていないと、どうしても観光誘客、観光人口、交流人口、さらには関係人口がふえるとは考えづらいと思います。

今後のまちづくりを熊野古道世界遺産とともに総合的に考えていくことは、これまでも実行されていることと思います。ただ単に成果を期待するのは非常に難しい問題だと思っております。ただ、即効性はないにしても、継続的にこの重要

な課題を検討することは必要だと思います。市長のお考えをお聞きしたいと思
います。

その一方で、八鬼山荒神堂改修プロジェクトや天狗倉山まるごとプロジェクト、
また、熊野古道保存会の皆様との常日ごろからの活動があつての尾鷲魅力発信だ
と思います。常日ごろの活動にこの場をおかりして感謝いたしたいと思
います。

さらに、持続可能な観光人口、交流人口等、さらに観光誘客等を試みるならば、
地域住民、関係団体等の考えを聞きながら再度まちづくりを見直し、検討するこ
とも必要ではないかと考えております。その取り組み状況を教えていただきたい
と思
います。

町なかの景観については、私自身、議員として前に進むことができないハード
ルが現状あることは十分認識しております。今後、まちづくりを進めていく目標
として認識しております。

また、その先にあるのは、尾鷲の経済がどうしたら豊かになっていくか、また、
いかに尾鷲にお金を落としていただくかの経済効果を議員として追求していかな
ければなりません。改めて、市長の世界遺産熊野古道を持続的にどのような観光
誘客と結びつけていくかをお聞きします。

3点目は、中部電力跡地活用と広域ごみ処理場に対する市長の取り組み姿勢に
ついてであります。

昨年平成30年5月25日に尾鷲市と中部電力株式会社が協定書を結んでおり
ます。また、平成30年8月24日にはおわせSEAモデル協議会が設立されて
おります。現在、尾鷲の再生を担う重要な位置づけと捉えて、市民の皆様から
いただいた御意見、御提案を踏まえながら協議を進め、本年3月にグランドデザ
インを策定しているところだと認識しておりますが、その中でも市長の取り組み、
考え方がもっと明確にさせていただいていいのではないかと
思
っております。その
点、いかがでしょうか。

それはなぜかという
と、当初バイオマス発電事業、広域ごみ処理施設場につ
いて、場所的指定が中電のほうからあつたのかと、も
っと市民に市長の今回に至る経緯、考え方、方針を
言
ってもいいのではないかと、私自身、最近感じている
わ
けであります。

今回、広域ごみ処理場の選定場所の建設予定地が明記されましたが、バイオ
マス発電事業と広域ごみ処理施設場とを一体と考えているのか、別々のものとして
考
えているのか、市長の考え方が不明確な状態でこのまま進んでいるような気が

しております。きちんとした説明をしないと、市長の行政運営に対して疑問を持たざるを得ないと感じております。改めて、市長の明確な答弁をいただきたいと思っております。

一番大事なことは、市長が総合的に考えている跡地利用の活用と当初の中部電力株式会社が考えている跡地活用がどのような形で決定されていったのか、そのプロセスが見えてこないということです。よって、いつまでたっても市長の考え方が見えてこない、どのように市長が市民のことを考え、汗をかいてきているのか、なかなか伝わってこないという現状を私は感じております。

市長は、今言っても、今月中のグランドデザイン策定完了の発表がなされてから答弁をするというお考えだと思います。今現状は粛々と市庁内で考えをまとめているということだと思います。そうであったとしても、今回市長として中電の跡地活用とバイオマス発電事業、広域ごみ処理施設場をどのような形で有機的になされたのか、アプローチの仕方を市民に明確にわかるように示していただきたいと思っております。

所信表明では、今後策定するグランドデザインのコンセプトに基づき、産業の振興、また、自然豊かな尾鷲の魅力を生かした集客交流人口の増加等、実行可能な事業の検討を進めていくとあります。今後の市長の積極果敢な取り組みに期待するところでありますが、市長のこれまでの取り組み姿勢をお示し願いたいと思っております。

最後に、4点目は、市長は、所信表明において尾鷲総合病院の維持存続について述べられております。その中において、二つのキーワードが印象に残っております。一つは、近隣自治体の協力を得ること、二つ目は、当病院の広域化についての2点が今回注目しておるキーワードとなっております。

平成29年9月の一般質問において、私は、近隣自治体との広域化を考えることは大事ではないかと一般質問をしております。尾鷲市と紀北町との外来患者、入院患者の総患者数の割合は、尾鷲市で約58%、紀北町で約31%から33%の方々の患者さんに尾鷲総合病院を利用いただいております。

私は、いろんな経緯があるにしても、尾鷲総合病院の名前を変えてでも、近隣自治体との話し合いがまずは必要ではないかと思っております。東紀州における尾鷲総合病院の存在意義、維持存続について、広域でもっと話し合い、考える場が重要だと認識しております。地域医療の存続のためには必要不可欠な重要な病院であると認識しております。

市長は、今回の所信表明で近隣自治体の協力を得ることが不可欠、さらに、当病院の広域化については、近隣自治体の関与のあり方について検討を始めたいと考えておりますとありました。改めて、この点について、現在から今後どのように行動していくのか、そのお考えをお示し願いたいと思います。

これで、私の壇上からの一般質問を終わります。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） ただいま野田議員のほうから四つの質問についてがございました。それぞれそれに対する御回答をこれからさせていただきたいと、このように思っております。

まず、建設残土条例の制定についてでございます。

建設残土による造成は、国の施策として建設発生土の有効利用の促進が進められている中において、現状県外からの土砂搬入に対して、本市はもとより、周辺地域においても、生活環境や自然環境に対する不安や心配の声が高まっていることは十分に認識しているところでございます。

現状における建設残土による造成への対応といたしましては、その目的や計画の位置等に応じた個別の法令等に基づいて確認や対応を行っているところでございます。

また、尾鷲港などを通じて搬入されている土砂の安全性については、県が事業者に対して任意で搬入予定量や発生元情報、土壌成分分析表、搬出先情報等の提出を求めて安全性を確認しており、本市としましても、県と連携しながら可能な限りその情報の把握に努めているところでございます。

しかしながら、現在の個別法令の規制内容や手続は、それぞれの法に応じて異なっているとともに、適用される区域や規模も限定的であることから、事業の概要や造成に使用する土砂の情報を本市として主体的に把握することが難しい場合もあり、関係機関等とも十分に連携しながら生活環境や自然環境への影響、さらには防災面に対する安全性を確認することが重要であると考えております。

また、同様の案件は全国的に発生している課題でもあり、現状の建設残土の移動の広域性や案件が行政界にまたがる場合の対応なども考慮する必要があることから、まずは国や県による法律や条例制定等の広域的なルールづくりが重要であると考えており、引き続き県に対して建設残土の適正処理に向けた対応強化を働きかけてまいりたいと考えております。

なお、県におきましては、本年1月18日に開催された知事と紀北町長との1対1対談において、県内全市町と協議の上で条例制定の必要性を再検討するとの方向性を示していますが、その後、紀北町とともに実施された県との協議においても、改めて周辺地域の現状を伝えるとともに、県条例の制定を初めとする対応強化を要請したところであり、今後も引き続き県の動向についても注視してまいりたいと考えております。

一方で、本市といたしましても、さまざまな法令が関連する中、関係部署が十分に連携しながら対応することが不可欠であると考えているため、それぞれが所管する法令の適応状況などを確認し、情報共有や協議を行いながら対応を進めているところでございます。

議員の御質問の残土条例についても、現在各所管において多岐にわたる個別法令との関係や課題を確認するとともに、全国の先行事例等の情報収集を進めているところであり、今後県の条例制定の動向も踏まえながら、本市の担うべき役割も十分に勘案し、条例制定に向けて検討を進めてまいります。

いずれにしましても、市民の皆様の不安を払拭し、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境などを維持していくことが重要であると考えており、今後も引き続き県や紀北町とも連携を行いながら、市民の皆様の安全安心の確保に努めてまいります。

第2点目としまして、熊野古道世界遺産登録15周年を迎えるに当たり、本市として今後に向けてどのような誘客施設を考えているかについてであります。

御承知のとおり、熊野古道が世界遺産に登録されたのは平成16年ですが、当時の市政における観光施策は、熊野古道を生かしたまちづくりとして、特に日本ウオーキング協会のツデーウォークの大会誘致と地域の魅力を来訪者の目線で再度発掘し、磨き上げるという地域づくりを特産品開発づくりと合わせて展開したものであります。

登録当時は観光バスによるウオーキングツアーなどが多数訪れておりましたが、峠を歩いて、バスに乗って次の目的地に行ってしまうという課題をいかに町なか誘導するかが大きな課題でございました。

そこで、当時の取り組みとして、おわせ海・山ツデーウォークのコース設定に地域の活動や特産品開発を結びつけ、馬越峠コース、八鬼山コースを定番に、例えば梶賀町のあぶり開発、梶賀峠の整備を、三木浦のツバキ油、たい飯開発と盛松コース整備、天満浦や矢浜までの住民活動と町なかコース設定など、毎回ま

ちづくりと関連させながらコース開発を繰り返してまいりました。この取り組みが現在の浦々の魅力づくりや町なかでの住民活動の充実につながっているものと考えております。

世界遺産登録15周年を迎え、登録当時との社会的な背景も大きく変動しております。パソコンやスマートフォンの普及・充実から情報化が一気に進み、これまで都市部に届いていなかった地方地域の情報がリアルタイムで発信されるようになったこともあり、都市部から地方への移住ニーズが増大するなど、この15年の間に地方地域の魅力が見直されております。

こうした中で、本市ではこれまで培ってきた地域づくりをベースとして魅力ある地域づくりを進めているものであります。

15周年の節目である本年につきましては、県や東紀州地域振興公社等とも連携して、改めて熊野古道伊勢路の広域的な取り組みを10市町で構成する実行委員会の中でも協議してまいりました。

加えて、本市独自の取り組みとして、熊野古道伊勢路の本質的な価値を再認識していただく取り組みを検討したり、おわせ海・山ツアーウォークの市内を縦断する熊野古道4峠のコース化なども検討したりし、これまでの地域づくりに絡めていくことが肝要であると考えております。

これまでの熊野古道と連携した町なかや浦々の地域づくりは現在の本市の大きな魅力であり、活力となっていることは間違いありません。それは熊野古道にかかわっていただいている方々や町なかにかかわっていただいている地域の皆さんの活動があるからこそであります。

こうした活動は、観光のみならず、地域づくり、住民自治、文化財保全など多岐にわたるものであり、行政としてなかなか取り組み切れないところにこうした活動で支えていただくことにこれからのまちづくりに欠かせない活動であります。

行政としましては、市を盛り上げるためのあらゆる市民活動は、まずは市民から率先して起こしていただき、広げていただき、市としての大きな活力につながっていただきたいという思いであります。

そして、そうした活動に対して、行政として人的な労力や行政知識、手続などの分野において、皆様に寄り添いながらともに活動させていくというのがこれからのモデルとなる活動スタイルであると考えております。15周年を迎えた現在、今後の熊野古道を初めとするあらゆる取り組みには自立自走できる仕組みは不可欠であります。

議員もおっしゃるように、経済効果を創出できる仕組みが伴わない事業は続けていくことができないと考えております。そのためにも、これまでの町なかでの食や体験などの事業、例えば夢古道おかあちゃんのランチバイキング、おわせ棒食ベ歩き、尾鷲よいとこ定食の店や尾鷲セラピストによる健康ウォーキング等を再度検証するなどし、熊野古道を絡めた旅行商品としていくなどの取り組みを続けてまいります。

3番目に、中電跡地の活用の決定へのプロセスについてであります。

先ほど御質問の中で、野田議員から非常に手厳しいお話もございました。私といたしましては、こういう情報の共有化ということは、私は私自身できちんとやっているつもりでおりますんですけども、どうもやっぱりかけ違いがあったような感じがしてなりません。そういう不徳のいたすところを改めておわび申し上げたいと思っております。

そういった中で、今回、次に、中電跡地の活用の決定へのプロセスについて、まず、御報告させていただきたいと思えます。

この中電跡地の活用につきましては、まず、昨年1月、中部電力から発電所の今後のあり方について、発電所敷地内で木質バイオマス発電に加え、ごみ処理施設の焼却時に発生する熱エネルギーも有効活用すると、そういったエネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデルを本市とともに共同で検討していきたい、こういう提案がございました。私もその提案に基づいて、その考え方はずっと貫いております。

そういった中で、昨年5月の中部電力との協定締結につながったわけですが、そして、昨年8月におわせSEAモデル協議会を設立し、現在に至っているところであります。

このおわせSEAモデル協議会におきましては、まず第一に、発電所用地を活用し、2番目に、木質バイオマス発電や広域ごみ処理施設を核とする地産地消型エネルギーにより地域活性化へにつなぐおわせSEAモデルを構築するため、今月下旬のランドデザインの発表に向け、協議を重ねているところでございます。また、ランドデザインの策定に当たっては、昨年市民の皆様からいただいた御意見、御提案も踏まえながら発表に向けて現在準備を進めているところでございます。

私としましては、従前から申し上げておりますとおり、エネルギーを核とし、産業を振興させると、そして、産業振興に伴う雇用を創出させると、それと同時

に、一方では、市民サービスの向上、これを目指し、そして、自然豊かな尾鷲の魅力を生かした集客交流人口の増加ということを軸に、協議会におきまして、私の考え方を提案しているところであります。今後の策定するグランドデザインのもと、関係団体とも協力しながら、事業の具体化に向け、実施計画の策定に取り組んでいくこととなります。

本市といたしましては、木質バイオマス発電や広域ごみ処理施設を核とする地産地消型エネルギーによる地域活性化、そして、集客交流人口の増加、これを目指していく考えでありますので、市民の皆様、議員の皆様には、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

最後に、第4番目の尾鷲総合病院の広域化についてお答えいたします。

尾鷲総合病院は東紀州地域の中核病院として、また、紀北地区唯一の公立病院として長年にわたり地域医療の中心として地域の皆様の健康を支えてきており、今後も地域の皆様の安心な暮らしを守るため、地域になくてはならない病院として維持存続していかなければなりません。

そのためにも、地域の皆様に尾鷲総合病院が果たしている役割や運営状況等を御理解いただき、地域の皆様も含めた東紀州地域全体で病院を守っていく必要があると私は考えております。

一方で、東紀州地域は、人口減少や道路整備の進展などによる医療需要の減少により患者数が減少し、病院の経営状況は年々厳しくなっており、持続可能な経営を確保しきれない状況にあります。

今後さらに人口減少が進み、医療需要の減少が見込まれている中で、尾鷲総合病院を維持存続していくためには、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築する必要があるとともに、経営の健全化を図っていく必要があると考えております。

また、尾鷲総合病院の厳しい経営状況、本市の厳しい財政状況、さらには患者さんの受療状況を踏まえると、近隣自治体の協力を得ることが不可欠であると考えております。

このことから、東紀州地域の医療を守っていくために、また、地域の皆様の安心な暮らしを守るため、尾鷲総合病院が現在果たしている役割等を踏まえて、近隣自治体にどのように関与していただいたらいいのか、市内部で検討を開始してまいりたいと考えているところであります。

以上、野田議員の一般質問に対する御回答をさせていただきました。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） どうもありがとうございました。

まず、建設残土の問題なんですけれども、市長はなぜこの地域に建設残土というものが入ってくるかという部分を、建設残土でも水道水源であれば再生土とかそういう部分も、その部分に関係してくるんですけれども、何でこちらのほうに運ばれてくるかという部分をどのように認識していますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 最近いろいろとある目的に従ってビル建築やいろいろなものの工事が都会のほうで進まれている中で、当然残土が出てくるわけなんです。出てきたときにどこに持っていくのかというような話だと思います。

その一部として三重県のほうにも、この前の中日新聞に大きく書かれておりましたけど、そういうことがそれぞれの各地に発生しているものと私は認識しております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 私、このテーマを取り上げたんですけれども、いろんな自分なりに調査したんですよ、何でこちらのほうへ来ておるのかと。その中において、関東周辺の千葉県、茨城県を初め市町村の中で、それなりのきちっとした条例がつくられています。数というか、持ってくる回数はこちらはしれているかもわかりませんが、向こうに比べて、それだけの危機感がないかもわかりませんが、再生土、改良土という部分については、ちょっとざくっとした言い方ですけれども、入れないと、それと同時に、県外からの建設発生土というか、要は発生元がわからないものについては入れないというような市町村の条例が、ほとんどのところをつくっています。

この2点が大きな、土壌汚染とかいろんな部分がありますけれども、それが市民の健康、生命を守るという、ちょっと大きなテーマになってきますけれども、そういう部分があるということを、また、私、今回、わかったわけです。

それで、市長は三重県条例ということ、今先ほどいろんな条例の仕組みの中で話されたんですけれども、それが重要な部分なんです、三重県条例があったらいいとお考えですか、どのようにお考えですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 基本的には上位条例はあったほうが我々としてはベターですね。それをあと、どうやって補完していくかというような話ですから。基本的にはそ

うです。

ただ、なければそれでどうなのかといった場合には、やはり尾鷲独自でもつくらざるを得ないということも考えております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 私、本当にこれ、今回調査したんですけれども、一つは千葉県の佐倉市というところがありまして、ここにおいては再生土等を使用した土地の埋め立てを禁止しますという、こういう条例のパンフレットに書いてあるわけですね。それが市民の安心安全な地域にしていくという部分があつて、それと、茨城県なんかでも、土地等の埋め立てによる土砂等は、土砂の性質について、第1建設残土発生土、第2種建設残土及び第3建設残土、これは平成3年の建設省の省令第19条に定められたものとして使われているわけです。

このような形で、細かい話といえば話かもわかりませんが、その地域が自分たちの地域を守っていくためにそういうものをきちっとした形でつくられているんですね。そこら辺は市長も私と同じ考えだと思うんですけれども、そういう部分を含めて、やはり建設残土って一般的にざくっといった話になりますけれども、そこら辺の土壌を見ながら、きちっとした条例をつくるのが大事じゃないかということで、今回こういう一般質問をさせてもらっているんですけれども、尾鷲はそういう条例がないですから、佐倉市、今、千葉県の一番、要はぎゅうぎゅうにコントロールをかけているところだと思います。

その条例の一部改正についてちょっと読ませていただきますと、近年、再生土、建設汚泥や産業廃棄物を処理した埋め立て用資材をいうと、再生土というのはですね。それにより、埋め立て行為により、悪臭の発生など、埋め立て現場の周辺住民から生活環境の悪化について苦情を受ける事例が発生しています。

また、再生土は石灰等の物質をまぜ合わせることで製造されているため、再生土自体がアルカリ性の強い物資となっております。この影響により、再生土等を使用した埋め立て等が行われた現場の周辺においては、土壌がアルカリ化し、草木や作物の生育不良といった事態が生じている事例もありますと、こういうところで、埋め立て等の、及び土質の規制に関する条例がそういう感じで強化されているということはあるわけです。

そして、例えば三重県と市町村とあります。今回、紀北町さんがそういう形でやれるようなことを聞いていますけれども、地方自治体と、例えば三重県、県でよろしいんですけれども、その中でどちらのほうが、市長、条例として優先され

ると思いますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 上位条例と言っているように、国の法律、県の条例、その下に市の条例があると私は認識しております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 一つおもしろいことに、これは別に他の県のことですので、どうこうというわけじゃないんですけれども、今はもうそういう時代じゃなくて、千葉県は市町村、佐倉市、君津市、いろんな市があります。

千葉県が何って言っているかという、市町村の条例をまず尊重しますと、だから、千葉県の条例があっても、市町村の条例を尊重しますので、そちらのほうの条例をまず優先してくれというような形で条例がつくられているわけです。

ということで、そういうことがありますので、尾鷲市の、ここまでまずは行かないかもわかりませんが、そういう条例についての、ちょっともう時間もありませんので、最後に一言、お願いします、この点についての。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私が認識しているところは、千葉県あるいはその市町に対してのこういう残土条例については非常に厳しさがあるという話は伺っております。

要は何なのかというと、我々としても、今は尾鷲市も含めてなんですけれども、周辺地域で不安の声が聞かれるという、何で聞かれるのかというと、生活環境の保全あるいは災害発生防止、こういうためにやっぱり聞かれているわけなんです。ですから、我々としても、それに沿った形の中で実効性の高いものを安全性を確認した中で、それが重要であるということは認識しております。

先ほど議員がおっしゃっていましたが、そういう各地方の事例もございます。そういうことも参考にしながら、条例制定については、そういう方向で検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ちょっと時間もなくなってきましたので、次の熊野古道の15周年記念ということで、これを一つの尾鷲の観光事業の再構築ということで、市長が所信表明でもちゃんと述べていただいています。

10周年の平成26年度の峠来訪者数というのは、42万8,000人から来ているんですね。10周年をピークにして、どうしても落ち込んでしまっている。私は、そういうものを利用して観光事業というか、尾鷲を知ってもらおうというこ

とが必要じゃないんかというふうに、市長も同じような考えでやっていただきますのでいいんですけども、大体ここ数年は33万人から35万人、というのは、向こうの荷阪峠からずっと、紀和町からずっと向こうのほうまで入れての42万人ですので、観光公社のほうがしている数字で、馬越峠、八鬼山峠、三木峠、羽後峠、曾根次郎坂、太郎坂の尾鷲に関係する峠を見ますと、年間が6万2,000人なんです。大体22%の人が、四十何万に対して、みえてみると、22%、6万2,000人が年間ですね。

そういうものをいかに復活して、というのは、僕自身も数年に一回ぐらいしか八鬼山も羽後も向こうのほうも行ったことないんです。最近ちょっと行っていませんね。そういうことで、先ほど民間の方々がそれをサポートするというやり方、手法は大事なことだと思いますし、それを引っ張っていかないかと思っています。

その中で、今回、熊野古道については、もう一遍考え直してみようじゃないかということで、僕、今度提案させてもらったんですけども、やっぱり街道ですね、中井町の街道というのを見た場合でも、やはり盛り上がり欠けるような状態になってきている中において、先ほど私の一般質問の発表でもいろいろ気になるところがまだまだあるわけなんですけれども、処理しないところが、それは一遍にはできませんのでしておるんですけども、今いろんな施策を言ってもらいましたけど、もっと市長がリーダーシップを発揮していただいて、どういうことをやって、本当にそれが有効なのか、もっとやるべきことがあるかというか、そこら辺の内容の精査を僕自身お願いしたいと思っています。どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 10周年のときはどういう形でやってきたのか、それで、どれぐらいの集客があったのか、その辺のところも担当課のほうで全部調べさせて、15周年についてはどうしていくのかということは今鋭意検討しているところでございます。

今回15周年の実行委員会を立ち上げるに当たって10市町、伊勢からずっと紀宝、御浜まで、この10市町が集まって伊勢路をきちんと全国各地に宣伝して集客をやろうということで、首長がそれぞれ実行委員となって、今その計画をどンドンどンドン具体的に進めているところでございます。

したがって、私は、この15周年というのは、今、熊野古道の誘客数というのが徐々にではありますけれども減ってきていると、伸びたと言っても若干伸

びている。そのような状況の中に、これから尾鷲も観光事業として積極的に進めていかなきゃならない気持ちは十分あります。

それを起爆剤としながら、もっともっと深掘りした、議員おっしゃるような、そういうことも含めて、深掘りしながら誘客につながるような熊野古道、熊野古道を初めとする、中心とする周辺地区をどうやって盛り上げていくか、観光事業として進めていくかということについても今現在検討中でございますので、ぜひ観光事業について、熊野古道15周年を起爆にしながら今後どう進めていくかということも早急に考えていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 熊野古道については、道を生かさなだめですよ。熊野古道というんですから、ツーデーウォークでいろんな道を整理もしていただいて、みんなで歩いていただいていますけれども、我々のすることは、一遍にはいきませんけれども、やっぱり熊野古道を歩くということが基本の基本だと思うんです。まず、歩くことによって地域に発信していくことが必要じゃないか、ちょっとそこら辺が、行政、職員の方だけじゃなくて、忘れてしまっているんじゃないかというような気がしているところです。

一部のボランティアで活動していただいている方とか、そういう方だけで終わってしまうということになっていきますので、馬越峠から次郎のほうですか、曾根次郎のところまで約17キロの道のりがあります。

7月7日が熊野古道の世界遺産登録の記念日です。ひとつ行政職員みんなでその日に全員で歩いて盛り上げるというようなことも僕は必要じゃないかと思いません。そりゃ、健康を崩した人は、崩れてしまっているとかできない人は別によろしいんやけれども、できる人は、のんびりとでもいいですから、おにぎり弁当を持ってちょっとのんびりといくような、まず、そこからもう一遍尾鷲を再発見するというようなことも必要じゃないかなと僕は、これまで皆さんやっていることだと思いますけれども、その日とは言わずでも、みんなでちょっと行ってみようじゃないかという気持ちが大事だと思いますので、また、賛同していただければ、企画とかまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

残り時間ありませんので、先ほどの中電の跡地については、市長のほうの話も聞かせていただいて、しています。なぜこういう質問をしたかと言えば、僕は僕で、中電の跡地をこういう利用するんだという市長の気持ちはわかっているつもりですけれども、ただ、やはりもっと明確に、僕は市民の方はわかっていない

人が多いと思います。わかっている方もいると思いますよ。ただ、そこら辺をやっぱり明確に、こういう選択肢を選んだ、ただ、最後はこういうことしかできないとか、あそこを活用するんだっただけできないとかというようなことも、結果だけ言うんじゃないで、やっぱりそういう手法もあるのではないかというふうに思っています。

というのは、20万坪のあそこの中電の土地があります。先ほどの答弁のほうで、最終的にそういう形になったと言われますけれども、当初、市長の交渉というんですか、自分の力ってどこが使えるんやというような形でもっと明確にしながら、尾鷲市としてここが貸してほしいとか、そういう話というのもまた、それを市民に発表してもよいのではないかという気持ちが私自身残っていますので、そういう一般質問になりましたけれども、これについてはまた今後でよろしいと思います。またよろしく申し上げます、中電の跡地の活用については。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今、基本構想、グランドデザインを描くということはどうしているのかという、まず、やっぱり中電をどうあるべきなのかと、横道で大変失礼なんですけど、コンセプトをつくるということが一番大事なんです。それをもとにしてこれから4月、今後の来年度からずっと、1年になるのか、1年半になるのか、早急にやはりそここのところでどうやって当てはめていくのか、こういう手順が僕は必要だと思っているんです。

その中で、どういうまちづくりという、あそこをまちとするんだっただけどういうまちづくりにするんだらうというような、基本になるのは、先ほども申し上げていますが、中核になるのは、エネルギーを活用した、産業の振興ということは、まずそこからスタートなんです。

産業を振興することは、私ももう何人かのいろんな会合で話したんです。雇用をきちんと生まれるような形をつくってくれや、市長と、それが雇用を振興させるという話、ただただそういう形じゃなしに、中電の現場では、実際今使われている公園とか、あるいはテニスコートとかいろんなもの、そういったものを活用しながら、市民の憩いの場所であり、何かやっぱりそこに尾鷲市の自然を生かしたそういったもので、よそからどンドンどンドンお客様が来てくれるような集客施設というものを、施設じゃないね、集客のようなそういうもの、要素を取り入れていきながら交流人口を深めようという考え方は、当初の段階から今現在に至って全然変わっていません。あとは、中身をどういうふうにしていくかというの

は、材料はこれからなんです。

そのために、この前、昨年、皆さん方、市民の皆さん方から51のアンケートを頂戴しました。アイデアを頂戴しました。それを事業性というようなことも踏まえながら、本当にこれは今現実と合うのか、そういうことを精査していきながら極力そういう意見を反映させていきたいという考え方で、4月からそれを取り組んでいこうと、そのためのもととなるグランドデザインと基本構想が必要ですよというような考え方を私は持っています。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） グランドデザインをたたき台としてという感じでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

12番（野田拓雄議員） わかりました。そう言っていただければ、今後またそれについて検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

あと、最後に、尾鷲総合病院のことになります。

隣の御浜町に紀南病院があります。あそこは組合で成り立っています。熊野市、美浜町、紀宝町の1市2町でつくられた紀南病院組合です。

せんだって「週刊東洋経済」で自治体病院の内部留保が多い100病院というのが掲載されていまして。その中で紀南病院は100位の中の39位に上っています。1位は大垣市民病院というところですけども、こういう状態になっているところですよ。

要は、頑張っている病院もあるわけですよ。ただ、尾鷲総合病院は尾鷲が運営の基盤になっているということがありまして、何十年もたつと、将来を見るか見やんかというんじゃないで、地域の減少と、その減少をいかに歯どめをかけながらやっていく組合が内容のいい形に上がってきているわけですね。

みんな、頑張ってきておるんですよ。それで、今この状態になったところで、ああじゃ、こうじゃと言うてももう遅いわけですよ。

12年度から29年度の決算を見る中でも、尾鷲総合病院は17年と26年と28年しか利益は上がっていない。あとはみんな2億から3億の赤字です。

何を言いたいかというと、今後市長が広域で、それは今言えることじゃないと思いますので、それはよろしいんやけれども、そういうことを考えていると。そういうことを考えるのであれば、僕は尾鷲だからどうこうじゃなくて、もっと、先ほど言っていたいただいたことを再度言うような形になるんですけども、病院の

存続存在意義というものをもっと自由な場で、トップ同士でも話ししていただきたいと、頼むわとかそんなん言っても、誰も嫌がりますわ、これは。

ですから、そうじゃなくて、もっと自然な形のこの地域の中核病院としてのあり方を、ちょっと要望ですけれども、もしされるのであれば、そういう形でやっていただければというふうに思います。真摯に尾鷲総合病院のあるべき姿を今後どうしていくかということについて話し合っていたいただきたいと思います。

僕は議員ですので、トップのようにはできませんので、僕は紀北町の議員さんとも話したいと思っています。これは議員の有志かも知りません。結果は悪かったとしても、僕はそういう一つの前へ進みたいと思っています。そういう気持ちでやっていかないともうだめな、今がだめ、前からだめだったのかもしれないし、あれかも知りませんが、そういう気持ちで、前へ進んでも、これ、失敗というのはいり得んのですね。成功というのはいりあっても、失敗というのはいり得ません。前へ進んで、もっと話しすることが僕は重要かと思っています。

なぜこういう話をするかということ、昨年の9月に紀北町の議員の方が町長に尾鷲市との、これ、一般質問の記事を僕は読んだわけですがけれども、地域の人々にとって、議員の方が質問されている中であっては、中核病院として尾鷲総合病院は医師不足や赤字問題を抱えているが、尾鷲市側から紀北町、旧長島町、紀伊長島町、旧海山町を含めて支援のアプローチがあるかということがあったんですね。今のところそれはないということで、町長は答弁しておるんですけれども、こういうような議員同士、全体で気楽にデータをもとにして話しするということが僕は必要なことだと思っています。市長、最後に答弁お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） これにはいろいろ、病院のあれについてはたくさん、これから進めていかなきゃならないですけど、殊広域化につきましては、私の今回の施政方針の中で、広域化を進めて近隣の各市町と関係を持たなきゃならない、これはやりますと、さっき議員がおっしゃったように、そういう実際問題、実態として尾鷲の市民病院の尾鷲総合病院の実態がどうなっているのかということのを皮切りにしながら、その話し合いの場を設けていただくようにしようと思っています。

議員の皆さん方も議員間の中でぜひ御協力していただければ、それと同時に、やはり先ほど質疑の中で、濱中議員のほうからおっしゃっていただいた御質問の中で、我々として総合病院を本当に未来永劫、存続させていくためにはどうしなきゃならないかということのを根本から、やっぱりこれも議員の皆さんといろいろ

こちらから提案しながら、本当にそういう機会が来たんだと私は申し上げて、これからいろいろと御相談に乗っていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩いたします。再開は14時25分からいたします。

〔休憩 午後 2時12分〕

〔再開 午後 2時24分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 皆さんこんにちは。きょう最後の質問をさせていただきます。

私は今回の質問が7回目となります。過去の6回はほとんどが最終日でした。そのうちの2回が最終質問者、今回は初めて初日に登壇させていただきました。よろしく願いいたします。

本年5月1日には、平成から新たな元号に変わります。5月1日は改元当日に加え、日柄のよい大安も重なっているため、婚姻届がふえる可能性が高いとされ、各市町村では、閉庁日ですが、臨時の窓口を設けるところもあるようです。

また、9月20日からラグビーワールドカップが開かれ、前回大会以上の活躍が期待されるようです。そして、来年2020年にはオリンピックが開催予定です。

それにも増してこのところ痛感させられるのは、時代の変化スピードが激しいということです。1990年にインターネットが登場し、今では子供たちが生まれたときからパソコン、スマホが当たり前の環境の時代で過ごしています。これから先、AIやIoT技術がもっと進化し、世の中に変化をもたらすでしょう。自治体であっても、そのような時代に乗りおけないよう、固定観念を持たず、柔軟に対応していかなければならないと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、地方創生に向けたSDGs推進についてとマイナンバー制度の活用について、市長のお考えを伺います。

初めに、SDGsに触れておきたいと思います。

サステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略で、SDGsとなります。日本では持続可能な開発目標と訳されています。これは、世界が2016年から

2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標で、2015年9月に国連の開発サミットで世界193カ国が合意、採択されたものです。その後、2016年1月に発行となり、地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしや社会を営むため、世界各国の政府や自治体、非政府組織、非営利団体、企業、個人などに共通した目標となっています。

スローガンは「誰ひとり取り残さない」としており、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生エネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靱なインフラ構築と持続可能な産業化、技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全など17の目標と各目標を実現するための169のターゲットからなっており、全ての国、地域を対象としています。

日本では、2016年5月に安倍首相を本部長とするSDGs推進本部を設置し、民間企業や各種団体、消費者と連携した実施方針を打ち出していました。こうした国の動きを受けて、SDGsをもとに先進的な事業に取り組む自治体も増加しているところです。

内閣府では、平成30年6月、地方公共団体によるSDGsの達成に向けたすぐれた取り組みを提案した29都市をSDGs未来都市として選定しました。また、その中で特に先進的な取り組み10事業を自治体SDGsモデル事業として選定し、これらの取り組みを支援するとともに成功事例の普及展開等を行い、地方創生の深化につなげていく活動とされており、三重県では志摩市が選定され、志摩市SDGs未来都市計画が策定されています。

また、平成31年度、地方創生に資するSDGs関連予算も新規事業を含め30年度より増額されています。

昨年末、内閣府の推進本部にてSDGsアクションプラン2019が決定されました。現代社会はかつてないスピードで変化しています。その変化に対して日本のSDGsモデルの三本柱の一つにSDGsを原動力とした地方再生が含まれております。

また、あらゆる人々の活躍の推進、健康長寿の達成、地域活性化、循環型社会、安心安全の実現等の取り組みを具現化するとされています。

尾鷲市も今後地方創生に向けてSDGsをもとに行政運営に取り組むことが重要と考えております。

市長はこのSDGsをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。また、

SDGsを推進する考えがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、マイナンバーについて伺います。

平成27年10月に国民一人一人にマイナンバーが付与され、平成28年1月より利用が開始されました。マイナンバー制度が導入されることによって住民の利便性の向上、面倒な行政手続が簡単になることや目的の一つとされていました。また、マイナンバーが導入されることによって行政の事務コスト削減、仕事が楽になるということも言われてきました。

現在行われているサービスでは、国税に関する手続についてはe-Tax、住民票等、各種証明書のコンビニ交付、子育てに関する行政サービスの検索や申請が行えるぴったりサービス、ワンストップサービスなどがあります。また、政府は、マイナンバーカードを健康保険証とすることを2021年3月からの施行を目指すとしています。

尾鷲市ではどれも進んでいないし、進めようとしていないように思われます。尾鷲市におけるマイナンバーカードの普及率促進とマイナンバーカードを使用したサービスを今後どのように取り組んでいくのか、市長のお考えをお聞かせください。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、上岡議員の御質問に対しまして、お答え申し上げたいと思っております。

まず、議員御質問のSDGsに関しての私の見解についてお答え申し上げます。

SDGsにつきましては、先ほど議員からも御説明がございましたが、持続可能な開発目標と訳され、17のゴールと169のターゲットが示された、かなり広範な分野にわたる国際目標であると認識しております。

私もそれぞれ17のゴールの中身を確かめさせていただきましたけれども、いずれの目標も地方自治体として当然に意識して取り組むべきものであると認識いたしております。

また、これら目標の多くは、これまで本市の取り組みとも関連していることから、既存の事業内容あるいは国の方向性としての新たな事業の内容を精査するとともに、SDGsに関連する有利な財源も検討しながら、本市として国際目標に寄与できる取り組みを検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、国が進める地方創生に向けた自治体SDGs推進事業についてであります。

これまで本市におきましては、平成27年10月に策定しました尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、仕事創生、定住移住、子育て支援などさまざまな取り組みを行っており、外部有識者で構成している尾鷲市地方創生会議におきましても、成果に対する一定の評価を得ているところでございます。

一方で、昨年12月に政府閣議決定が行われた内容として、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは2018年改訂版として出されたわけですが、これにおきまして地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取り組みの推進が位置づけられております。

現在、本市における総合戦略は2019年度までの期間となっており、2020年度以降の新たな戦略について策定を検討していく予定であります。同じ計画期間である国の総合戦略の策定が2019年12月に策定予定であるとの情報があることから、県及び他市町の動向や策定内容を注視しつつ、SDGsというエッセンスを加味した本市の総合戦略を検討してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及促進と今後の取り組みについてでございます。

かなり手厳しい御意見もございましたんですけども、実際非常にマイナンバーカードの普及率は、尾鷲市は悪いということは事実でございます。

そういった中で、まず、このマイナンバー制度、国民に12桁の番号を割り振るマイナンバー制度につきましては、平成27年10月に始まり、平成28年1月からカードの交付が開始されたものであり、カードには顔写真と氏名、住所などの個人情報記載され、個人識別のための集積回路チップが、要するにICチップがついております。

カードの交付を受けるためには、市町村を通じて国への申請が必要であり、顔写真を張っての郵送やインターネットからの申し込みが必要であり、交付における顔写真撮影の手間やパソコン操作が苦手な人もいることなどから、全国的に交付率が低迷しているというのは現状の状況であると思っております。

このことから、国では、申し込みのあった自治体に専用端末、いわゆるタブレットを配付し、カードに張る顔写真の撮影や申請データを送信することで手軽に申請できる取り組みを進められ、本市におきましても、タブレット端末を利用し、職員による写真撮影や申請補助を行っているところであります。

また、手軽にスマートフォンでの申請も行えることから、その方法等について、

広報おわせや市のホームページを活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーを使用したサービスへの取り組み、これにつきましては、一例として自治体ポイント制度、この導入が有効ではないかとされております。これは平成29年9月に総務省がスタートさせたポイント制度でありまして、地域の商店での商品購入や公共施設の利用料、オンラインでの特産品の購入などに利用でき、応援ポイント会社のクレジットカードやマイレージといった民間のポイントとの合算も可能であります。

また、環境美化活動や健康づくり活動などに参加すると自治体ポイントが付与される仕組みであり、地域活性化とともにマイナンバーカードの交付率の取得拡大を図られるものと伺っております。

しかし、住民の利便性が向上するとの意見がある一方で、個人情報流出の危険を指摘する意見もあることから、今後、国からの情報や他自治体の動向を注視しながら、自治体ポイント制度の参加についての検討を行ってまいりたいと、このように考えます。

以上、御質問に対する御回答させていただきました。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） SDGsに関してなんですけれども、尾鷲市としてSDGsを活用することによって地方創生にかかわる取り組みをさらに推進することができると考えています、私は。SDGsの理念のもとに行政運営していくことが、日本全国の市町村に対して市の魅力をアピール、アップさせることにつながると考えています。

ですから、数少ない市町村しかまだやっていませんけど、その中で尾鷲市がすることによって、尾鷲にはこういうアピールするところがあるんだよということができると思いますので、ぜひ当市でもSDGsの取り組みを推進していただきたいと思います。

では、追加質問の前に、先ほど野田議員からの一般質問で市長がちょっと答えられた部分で、このSDGsは環境も入っています。環境も入っていますので、少しちょっと教えていただきたいんですけれども、先ほど市長は、市の残土条例を作成することを考えているとお答えられたのでしょうか、それとも、考えると答えられたのでしょうか。もし考えるのであればいつごろなのか、その辺もうちよっともう一度、お聞かせ願いたいんですけれども、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 残土条例については考えますということをお願いしました。

その中でいつから着手するのかということについては、私は正直言って早急に着手すべきだと思っております。課内打ち合わせ等々も含めて、それをまずやっぱり早急に着手したいとは考えております。

その辺のスケジュールにつきましては、まあ、聞くところによると、いろんなスケジュールでこうしなきゃ、こうしなきゃでかなりの時間がかかっている。そういうスケジュールについてもいろいろ精査しながら、まず、やっぱり着手したいと考えております、早くに。

残土条例制定についての着手はしたいと、そのスケジュール感につきましては、今まだ全然手持ちもございませんから申し上げるわけにはいきませんが、しかし、こういう中で、市民の皆さんが不安がるような材料については、物については、やはり何らかの形でこれに対応できるようなものをしていきたいと。だから、はっきりと申し上げまして、残土条例を制定するに当たり、その検討会を着手するということはこの場で申し上げたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 今回の追加質問としては、市長も答えられましたけど、昨年12月にSDGsアクションプラン2019の数多くある項目の中から、どの項目が一番今の尾鷲に、私が聞きたいところかなと思って、三つほどちょっと挙げさせていただきました。

まず、一つ目の質問なんですけれども、教育、子供の安心安全というところから一つ追加質問をさせていただきます。

けさのこちらへ来る前に国会の参議院議員の質問がございました。少し5分か10分ほど見ていたんですけども、その中でも取り上げられていました児童虐待の件をちょっと質問させていただきたいと思います。

子供の性被害や児童虐待が大きな問題点となっていることは、皆さんも御存じのことだと思います。特に児童虐待については、昨年3月に香川県から東京都目黒区に転居した5歳の女の子が虐待で亡くなる痛ましい事件が起きました。

この事件をきっかけに国や地方公共団体でも児童虐待を防ぐ方策を検討している中、ことし1月にも千葉県野田市でまたも小学4年生の女兒が虐待で死亡するという痛ましい事件が発生しました。児童相談所と市を初めとする関係機関等との連携不足や認識不足が原因と言われております。

そこで、お尋ねします。

市長の所信表明では、子育て支援に児童虐待防止という言葉がありました。尾鷲市の児童虐待防止への取り組みについてお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員御指摘のとおり、本年1月、千葉県野田市で発生しました痛ましい事件、これにつきましては私としては絶対許せない事件であると、こういうふうにして認識しております。本当に憤慨しています。

実を言いますと、本年1月にこの事件が報道されたときに、まず、尾鷲市としてはどないなっているんやと、教育委員会、そして、福祉保健課関係者を呼びまして、今までのどういう形で児童虐待防止を体制づくりかなにかどうやっているのかということ、一連の話を全部聞き取りしました。

一方で、せんだって子ども・子育て会議という席に出席させていただいて、特にそれにかかわる方々、関係者の方々がたくさんいらっしゃいますので、もう絶対に虐待防止をしていかなきゃ、子供虐待防止はしていかなきゃならない、それについての私の強い思いを告げさせていただいて協力を願ったという、最近ではこういう状況の中で、その中で、こういったことから事件発生後に本市の児童虐待防止体制について改めて確認したところでございますんですけども、まず、児童虐待防止につきましては、先ほど申しました福祉保健課子育て支援係に家庭児童相談員を配置しております。保健師や社会福祉士とともに毎日、日々、幼稚園、保育園や小中学校、見守りが必要な家庭を訪問しながら、子供や家庭の困りごと相談から児童虐待防止まで、紀州児童相談所を初めとする関係機関と連携しながら取り組んでおります。

一方で、児童虐待防止に欠かせないネットワーク、私はネットワークは絶対大事だと思っています。こういったネットワークとして尾鷲市要保護児童対策地域協議会というのを置いて、これにおきまして定期的に会合を行いながら情報の共有あるいは連携に重点を置いた取り組みを行っております。

この協議会におきましては、児童相談所を初め、一番問題なのは警察がどれだけ協力してくれるかと、物すごく協力してくれました。警察署を初めとして、学校、保育園、医師会、民生委員などにより要保護児童の早期発見とその適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有して、先ほど申しましたネットワークを生かしながら迅速に対応しております。

現在本市が対応している児童虐待対応ケースは、正直言ってゼロじゃございま

せん。9件ございます。児童相談所や学校などの協力を得ながら定期的に見守りを行う軽微なケースがほとんどであります。そのために緊急性を要する重大なケースは発生していないという報告を受けております。

このことから、このことは日々、関係機関がこういうふうにして、まず、やっぱり危機意識を持っていただいているということ、そういうことでもって児童の健やかな育ちを第一に考えながらネットワークを生かした見守り及び支援を行っている成果と、私は言えることではないかと思っております。

今後要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら児童及び保護者に寄り添い、緊張感を持って児童虐待防止に鋭意取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ぜひ組織間の連携を密にして行っていただきたいと思えます。

もう一つ、お聞きしたいんですけれども、教育長に、野田市の事例では、教育委員会が最後の引き金になったような報道をされています。両方の事件とも小学生でした。5年生と4年生ですか。教育委員会としては、昨年度と今回の事件、どのような会議がされていたのか、少しお話しできれば話していただきたいと思えます。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 教育委員会は常に校長会、教頭会を持って、虐待を受けたと思われる児童、あるいは虐待の確証がないときであっても、早期対応の観点から、これはおかしいと思ったらすぐに福祉保健あるいは児相等へ連絡する、教育委員会も含めてですけれども、連絡すること、そして、家庭訪問等をして実態調査を行って、それを報告して対応するというところで、今、市長のお話にもありましたけれども、今のところ我々の管轄のところでは軽微な状況で全ては対応させてもらっております。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ぜひよろしく願いいたします。

では、次の質問、続いての質問にさせていただきます。

賀田小学校、三木里小学校、三木小学校の統合におけるスクールバスの安全運行についてお尋ねします。

先日の市長所信表明では、スクールバスの安全運行について協議を行っていま

すというお話でした。スクールバスの運行経路は、今回高速道路を走行します。その高速道路はほとんどトンネルになります。高速道路ですから、事故が起こると大事故につながります。また、トンネル内でトラブルや他自動車の事故があった場合、Uターンができません。

あと1カ月で新学期が始まります。子供たちの安全のためにスクールバス運行のマニュアルや、事故や災害に対する訓練の計画等ありましたらお答えいただきたいのですが、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 今回の統合の委員会、準備会等で一番力を入れてきた部分はスクールバスの運行の安全対策でございます。来月には三木小学校と三木里小学校が賀田小へ統合となるということで、新年度には九鬼・輪内地区の多くの児童がスクールバスに乗って学校へ登校するということになります。

これまで統合に向けた統合準備会及び統合委員会において、子供たちへの体への負担、それから津波被害への不安、そういうものから保護者の総意によって九鬼、早田、三木浦、三木里の児童・生徒については熊野尾鷲道路を通るルートを運行することになります。

安全運行マニュアルでは、平常時における対応としまして、運転士の運行前後の健康状態の確認、それから、運転における注意点について記載しているほか、災害時における対応としましては、尾鷲市津波ハザードマップと学校の津波避難計画をもとにして作成しておりますし、各地区における待合時及び乗車時の避難行動手順や地震発生時における運転手の行動マニュアル、また、バス乗車時の避難予測場所等を定めて、新年度からの運行ルートである熊野尾鷲道路通行中の事故や災害発生時の避難行動手順についても明記しております。

熊野尾鷲道路のトンネル内において災害等が発生した場合の基本的な初期行動としましては、後続車からの追突事故防止のためにハザードランプをつけ、可能な限りトンネルから出ることを目指しております。トンネルから出られないような場合には、路肩や非常駐車帯に停車させて、通行者に気をつけながら速やかに非常口などの安全な場所に児童・生徒を避難させた後に、非常電話などで通報する手順としております。

また、避難訓練につきましては、児童・生徒とともに運転手も参加し、年2回程度を行う予定でございます。

訓練方法につきましては、新年度に設置いたします保護者を初めバス運転管理

業務受託事業者、学校関係者、教育委員会、その他関係機関との意見交換や情報共有を行うスクールバス運営協議会を設定しますので、そこにおいて災害発生時における避難訓練や熊野尾鷲道路通行中の被災を想定した訓練等を検討しております。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） それを聞いて少しは安心をいたしました。

本当にトンネルの事故というか災害というのが一番危険性があります。半年は同乗される方がおられるらしいんですけれども、2学期からは運転手さん1人になります。その1人の方が二十何人、30人近くの生徒さんを誘導するとなると、これかなり厳しい問題が出てくると思いますので、訓練も必ずやっていただけるようお願いをいたします。

では、続きまして、教育という観点からの質問をさせていただきます。

賀田小学校と輪内中学校をモデル校とした小中連携の英語カリキュラムについて伺います。

昨年2月に、賀田、三木里、三木小学校の統合が決定され、1年がたっています。市長所信表明では、英語カリキュラムを開発しとの説明でした。1カ月後には賀田小学校に統合されます。昨年2月の説明では、英語等の特色を持った授業を行うという説明をされていたと思います。また、輪内中学校については、私の知る限り、かなり以前より輪内中学校を英語授業に力を入れて特色を持たせた中学校にという考えがあったと思います。

1年がたちました。私もてっきりもうこの新学期からある程度出発してというか、取り入れていただけるのかなと思っていたんですけれども、所信表明では検討しというような形になっておりました。

いつから英語カリキュラムを行う予定なのか、もう2020年、来年4月1日からは新学習指導要領がスタートします。もう英語は教科になります。プログラミング授業が開始されます。なぜ前倒しできなかったのか、来年の新学習要領スタートと同時、以降になるのかわかりませんが、こういう状態になってしまったのか、また、もしスタートするのであれば、新学習指導要領以上のもの、特色を持ったものにしていただきたいと思いますが、どのような事業になるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 今回の議員のお話を聞いておりますと、認識のいわゆる不足が

おありのように思います。

まず、小学校では、2020年から新学習指導要領が実施されます。小学校3、4年での英語活動が週1こま、年間35時間、それから、小学校の5、6年では、現在外国語活動としてやられているものが英語という教科になって教科化されます。そして、英語科として週2こまで年間70時間の本格的な実施が行われます。

我々は2018年度と2019年度の2年間をもう既に移行期間として設定して、もう2018年度から英語の活動あるいは英語の授業は実施しております。当然移行期間の中で授業時数をふやしていくわけですので、授業時数のふやし方、それから、朝の学習の時間、放課後などの短時間の学習時間を設定するなど工夫して、いわゆるこの1年間は英語の学習時間の確保に努めてまいりました。

ですから、もう既に実施をさせていただいておりますので、そのところは、それから、賀田小学校での英語カリキュラムの実施というのは、当然学習指導要領に示されているいわゆる大枠、それに上乘せをした形のいわゆる英語カリキュラムでございます。

ですから、今のお話の最後の部分にあった、当然文科省が言っているカリキュラムにいわゆる小学校の1年生から中学校の3年生までを含めたそういう英語学習を進めていくための朝の学習の時間を使ったり、長い休み時間を利用したりした帯学習というんですが、そういうものの中で魅力化を図っていくためのいわゆる総合的なカリキュラムの作成をさせていただいておるわけでございます。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ちょっと私の質問が少し伝わっていないような気がします。

英語の授業、指導をされているのはわかっております。特色を持たせたというところですね。昨年度、もう賀田小学校、輪内中学校は特色を持ったというのを市長も教育長も言われていたと思います。その特色を持った授業がいつからスタートされるのか、私は来学期からだと思っていたんですよ。

もう進んでいるのはわかっております、ALTさんもおられるんで。それが、賀田で特色を持った授業が来年度からスタートするのかなというちょっと期待をしていたわけなんですよね。それがまだ検討してということだったので、いつからその特色を持った授業が行われるのかなと思って質問をさせていただきました。

いろいろ私も調べさせていただきました。三重テラス、東紀州サテライトですね。今こちらのほう、英語授業であるとかプログラミング授業であるとかを東紀州サテライトさんのほうに頼りをしています。東紀州サテライトというのは、紀

宝町、御浜町、熊野市、尾鷲市、紀北町、大紀町、これだけの市町村を実質常勤が3名、4名ですか、週に2日、3日来られる方が4名、8名ぐらいの方でされているということでした。これだけであれば、多分かなり厳しいかなと私も実は思います。

ですから、ぜひお願いしたいのは、市長にもお願いしたいです、子供の教育というのは、尾鷲市が他市町よりもやっぱり進んでいただきたい。他市町と同時、他市町よりもおこなっているというのはやっぱり許せません。昨年度言っておられた、特色をとっているのを。特色をとった限りには、ほかのところよりも特色を持った英語の授業を小中学校でしていただきたいと思います。それをお願いしておきます。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） そのこのところも少し認識の違いがあるように思います。

実は今、議員がおっしゃったのは、三重大が地域貢献事業ということで今の東紀州の市と町に貢献する事業として今の事業は行っております。ですから、我々も提携をして共同実施ということで、英語についても、プログラミングについても、ほかの市町と同じように進めてまいりました。

当然そういうことのノウハウの中で、今回いわゆる輪内地区に小学校は1校、中学校は1校ということで、三重大と新たに尾鷲市が共同研究という形で小中一貫した9カ年のプログラムをつくるというのが今回の目玉でございます。

ですから、これまでの実践の蓄積のもと、その成果と課題、さらに発展的なものとして今回の共同研究が打ち立てられておりますので、その辺はお間違いのないようによろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 余り多分議論は私ももうしたくないんですけども、私は今研究しているどうのこうののではなくて、どういう特色を持った事業をするんですかと、いつから始めるんですかということをお聞きしただけです。違いは何もないと思います。また、おいおいこれはお聞きしたいと思いますので、後日にします。

結構です。はい、結構です。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

（「議長が指名してないのに発言はできんやろう」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5 番（上岡雄児議員） 済みません。いつまでたっても多分進まないと思いますので、次のほうに進んでいきます。それよりもう時間がちょっととっておかないといけないと思っていたんですけれども、子供の安心と安全と教育と教育のところで私の最後に言いたいことをちょっと言わせていただきます。

昔から子は宝という言葉があります。いつの世でも子供たちは宝でした。子供を守るために、何をさておいても子供のことを優先的に考える、社会全体で子供の育ちを支えようとしていました。それは、子供が未来だからです。子供は希望だと思えます。ぜひ尾鷲市も子供たちの安心安全、教育という面で力を入れていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、次に、マイナンバーカードについて追加質問をさせていただきます。

住民の利便性の向上、面倒な行政手続が簡単になることが目的の一つとされています。当市の取り組みについて伺いましたが、2点ほど追加質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの交付率を上げるためには、尾鷲市ではどのようなことを行っているのでしょうか。

松阪市、三重県で1番ですね、交付率ナンバーワンの松阪市では、地区市民センターや公共施設で出張窓口を設けて、現地で写真撮影をするなど、交付増に努めているようです。

進めている市町村と進めていない市町村の住民サービスにおける格差がこれから先、私は広がるのではないかと心配しています。尾鷲市のカード普及率と県内の市の中での普及率順位、お答えいただけませんかでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 本市のカードの普及率につきましては、本年1月末の集計となりますが、交付率が8.6%、県内14市中13番目という状況でございます。

なお、県内の平均が10.4%であり、最も交付率の高い市においても14.5%にとどまっている状況でございます。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 交付率14.何%と言っても、市の市民規模が全然違いますので、二十何万の都市と1万8,000の都市で14.何%、8.何%では何人違うのかというのはもう歴然だと思えます。ぜひ交付率を上げる施策をしていただ

きたいと思います。

お聞きしますけれども、市長はマイナンバーカードをお持ちですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） どっか行ってしまった。あった、あった。

（「はい、拝見しました」と呼ぶ者あり）

市長（加藤千速君） その件で、正直言って議員おっしゃるとおりだと思いますよ。

国でこういうふうにして普及率が非常に全国的に低いと、だから、その取り組みということは、やっぱり僕、協力しなきゃならないと思う。僕、これを言うたらまた叱られるかわからないですけども、やっぱり14市町中13位、これもマラソンじゃないですけど、それでいいのかどうかというような話なんですよ。

僕は、だから、普及率を1%あれするためには（聴取不能）1,000人なんです。1,000人をどうのこうのは難しいと、要するに1,800人と。1800人でもあれすりゃあ0.1%プラスになると。これはもう正直言ってこういう状況であれば、僕はやっていくようにやっぱり進めていきます、これ、本当に。余りにも低過ぎると思います。皆さんはどう思っているかわからないですよ、僕自身はそう思っているということだけちょっとお伝えしたいと思っておりますので。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ちょっと時間が気になり出しました。

市にお勤めの皆さんは、当然もうこのマイナンバーカード、全員が持っておられると思います。私も28年の1月ですか、2月に、3月に来ましたね。1月すぐにインターネットで申請して、3月ぐらいに来ています。議員の皆さんも、皆さん持っておられると思うんですけども、ぜひこれ、普及率を上げていかないと、紀北町さんとか他市町さんは、このサービス、かなり進められています。

その中でも一つ、ぴったりサービスですね。ワンストップサービスの利用について伺います。

地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請できるサービスの総称になります。現在子育て分野からサービスの提供が開始されています。その内容は、児童手当や児童扶養手当等の申請や請求、届け出等ができています。ぴったりサービスを利用するのは、パソコン、モバイル端末で利用できるということだそうです。

三重県では13市町が利用を開始しております、13市町が。お隣の紀北町も

開始しています。尾鷲市では現在開始されておられません。このぴったりサービス、開始の予定はあるのかなのか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） それでは、私のほうからぴったりサービスの利用についてお答えさせていただきます。

ぴったりサービスにつきましては、地方公共団体が提供している行政サービスのうち、自宅等からオンラインで申請できるサービスの総称ということで、先ほど議員が御紹介いただいたとおりです。ほかに母子保健分野では妊婦の届け出に関する手続等が対象となっているところでございます。

このサービスのメリットといたしましては、オンラインで完結できる手続の場合には、窓口に出向く手間が省けるということがございます。ただ、手続の中にはオンラインで完結できない手続もございますので、オンライン申請後に窓口に出向いていただく場合があるということが事実でございます。

なお、現在の窓口の申請受け付け体制につきましては、保育に関する手続や児童扶養手当の手続など、申請者からの聞き取りが必要なものがございますので、直接会って手続を行っていただくことで子育て相談を伺う機会にもなるなど、オンラインでの手続、そして、窓口での直接面談という、双方にもそれぞれのメリットがあるというのが現状でございます。

県下の導入状況につきましては、議員御指摘のとおり、オンライン申請が可能な市町が13ございまして、それで、この13市町の状況を聞きましたら、各市町とも、こういったその申請の件数が少ないというのが現状だというふうにお聞きしております。

導入に関しましては、初期費用に加えてランニングコストが毎年60万ほどかかるなど、費用対効果を考えますと、現在導入には至っておりません。今後もオンラインの手続、そして、窓口の手続のそれぞれのメリットを考慮しつつ、取り組む時期を見きわめていきたいなど、こんなふうを考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 今、副市長、お答えいただいたんですけども、13市町でも導入しているけれども、まだ利用数が少ないと、多分当然だと思います。カードの普及率が進んでいませんから。

ただ、今進めているところが、これ普及率、どんどんどんどん上がります。当

然国も保険証として何とか使えるように進めています。今、もうしているところはどんどんどんどん普及率が上がって、申請もできるようになります。特にスマホを使われる世代ですね、20代、30代、40代の方々。

ただ、尾鷲市は、いつまでたっても様子見していたら、普及率も上がらないし、実際使っている人が横にいてやってみないと、もう普及率なんて上がらないです、簡単ですよと言われても。ですから、ぜひ先のことを見越して、今すぐにとは言いません。周りの状況を見てじゃなくて、未来を見て進めていただきたいと思います。

次の質問をさせていただきます。

このカード、マイナンバーカードですね。マイナンバーカードには住民票と各種証明書が交付できるコンビニ交付というのがあります。コンビニ交付は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して市区町村が発行する証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末、マルチコピー機から取得できるサービスです。また、市区町村と本籍地の市区町村が異なる場合、事前に申請することで戸籍証明書も取得できます。

三重県では10市区町村が利用を開始しています。また、松阪市では、県内1位の交付率の高さから、日本郵便東海支社と証明書交付機を設置する協定が2月1日に結ばれ、同市久保郵便局、郵便局にですよ、郵便局に県内で初めて導入されるそうです。これはやはり交付率を上げたからなんですよ。上げたから、郵便局に発行できる機械を置いてくれているんです。

これ、どこが便利かという、市内に住んでいる人以外よりも、1カ月、2カ月、3カ月、仕事で離れている方でも、どこでもコンビニでとれるんですよ。全国のコンビニで尾鷲市の住民票がとれます。こういう便利さもあって、尾鷲市町内の場合は特にコンビニが8店舗ぐらいあるんですか。6店舗ですか。という、この市の庁舎に来なくても、本当に歩いて半径50メートルから100メートル以内にコンビニがあるので、ここまで来なくても全てコンビニで用が立つという物すごく便利な地域になります。窓口が六つあるのと一緒ですからね。

こういう便利な使い道がありますが、コンビニ交付、これは費用も少しかかります。これは今すぐに、これこそちょっと今すぐにとは言いませんが、ぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、御回答をお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 住民票等の各種証明書のコンビニ交付の利用につきまして、

私のほうからお答えさせていただきます。

各種証明書のコンビニ交付につきましては、メリットとしては、一つ目として、早朝や深夜、休日でも取得が可能であること、二つ目は、先ほど議員御指摘いただいたように、全国どこのコンビニでも利用でき、住居地以外でもサービスが受けられることということとなっております。

一方、デメリットとしては、先行実施している他の市町からの報告では、例えばコンビニ交付件数に関する費用対効果が低いということ、二つ目には、コンビニでの利用率が低いということ、三つ目には、コンビニ交付を導入しても、現電算システムの委託料であるとか、職員の人件費の削減につながらないことなどの課題があるというふうに聞いております。

本市のコンビニ交付導入経費につきまして、住民票と印鑑証明でもし導入した場合の経費を試算したところ、まず、初期投資費用としましては、データセンターの環境構築、ハードウェアシステム調整費などで約1,566万円、運営費としてコンビニ交付サービスクラウド利用料が月額で26万円、運営負担金が年額220万円、コンビニ事業者に支払う委託手数料が証明書1通当たり115円ということが見込まれるということで、これらを計算しますと、導入初年度で約1,660万円、次年度以降のランニングコストとして大体試算しますと、毎年560万円程度の費用が必要ということになります。

これらの経費につきましては、31年度の導入を行う市町村に対しまして、国のほうは諸経費の2分の1などの特別交付税措置での支援ということがありましたので、尾鷲市としましては、導入につきまして庁内で検討を重ねてまいりましたけれども、費用対効果の関係であるとか、それから市内のコンビニ店舗数、それから市内での配置みたいなのところも含めまして、コンビニ交付の導入は見送るとの結論となりました。

以上でございます。

もう一つ、済みません。ただ、コンビニ交付は見送りましたけれども、マイナンバーカードの交付率については、先ほど市長も申し上げたように、上げていきたいと、こんなふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 私、このぴったりサービスもコンビニ交付も今すぐというふうには一切申し上げていません。こういう考え方をしっかりと持って未来のことを考えておかないと、予算のことばかり、私は今回予算のこと、すぐして

ださいとか言っていないので、重要性をどこまで認識しているかということなんですよね。始めているところもあるんですから、そこはもう十分わかっています。

今回、私一人じゃなくて、事務局の方にも各市町村さんに調べていただきました。十分に私わかっています、その辺は。ですから、認識です。尾鷲市の行政、皆さんの認識として、これからこういう取り組みは必ず必要なんだという認識を持っていただきたいというので、今回質問をさせていただきました。

市長が先ほどちょっとおっしゃっていましたが、個人情報流出のおそれがあるので、その辺が心配だというふうに言われましたが、これはもう以前から言われていることであって、個人情報流出というのはどうしても防がないといけないというので、各国も県も行政機関全て今注力しています。ホームページひとつとってもどっかから攻撃されないか、特に国の機関は攻撃されるホームページがないかというのを全部チェックして、修正を今かけているところだそうです。

去年の質問で私言いましたけれども、情報セキュリティーポリシー、本年度、やっていただきましたでしょうか。

各尾鷲市職員の方に情報セキュリティーポリシーの準拠をしていただくようにと、毎年していただけるということだったので、私もそれを信じておりましたが、そういう情報流出についても、みんなが努力すれば、危険性はありますけれども、少なくすることができると思いますので、ぜひこの辺も進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

議長（三鬼孝之議員） 先ほどの小学校の英語教育の件で、教育長の最後の発言につきましては、議長の許可なく発言しましたので議事録から削除いたしますので、御了承ください。

以上で、本日の一般質問は打ち切り、あす5日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 3時26分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 内 山 將 文